

令和 7 年 2 月

第 25 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目

次

< 条例 >

議案第 2 2 号	尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 3 号	尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について
議案第 2 4 号	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第 2 5 号	尼崎市市税条例及び尼崎市債権管理条例の一部を改正する条例について
議案第 2 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 2 7 号	尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 8 号	尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 9 号	尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例について
議案第 3 0 号	尼崎市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 1 号	尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 2 号	尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 3 号	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 3 4 号	尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 5 号	尼崎市浴場業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 36 号	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 37 号	尼崎市交通遺児激励金支給条例の一部を改正する条例について
議案第 38 号	尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 39 号	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例及び尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 40 号	尼崎市企業投資活動促進条例の一部を改正する条例について
議案第 41 号	売春等取締条例を廃止する条例について
議案第 42 号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 43 号	尼崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について
議案第 44 号	尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
＜その他＞	
議案第 45 号	包括外部監査契約の締結について
議案第 46 号	指定管理者の指定について（尼崎市立武庫健康ふれあい体育館）
議案第 47 号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）
議案第 48 号	和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について

条 例

議案第 22 号

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（平成 30 年尼
崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立中央北生涯学習プラザの項中

「

15,900円	21,200円	31,800円
7,900円	9,100円	13,600円
900円	1,200円	1,800円
900円	1,200円	1,800円
1,800円	2,500円	3,700円
3,100円	4,200円	6,300円

を

「

19,000円	25,400円	38,100円
9,400円	10,900円	16,300円
1,000円	1,400円	2,100円
1,000円	1,400円	2,100円
2,100円	3,000円	4,400円
3,700円	5,000円	7,500円

に改め、

」

」

同表尼崎市立中央南生涯学習プラザの項中

「

9,000円	11,900円	18,000円
800円	1,100円	1,600円
2,500円	3,400円	5,000円
900円	1,200円	1,700円
1,200円	1,600円	2,400円
4,100円	5,400円	8,200円

を

「

10,800円	14,200円	21,600円
900円	1,300円	1,900円
3,000円	4,050円	6,000円
1,000円	1,350円	2,000円
1,400円	1,900円	2,800円
4,900円	6,400円	9,800円

に改め、

2,100円	2,700円	4,100円
1,000円	1,200円	1,900円
1,200円	1,600円	2,400円

2,450円	3,200円	4,900円
1,200円	1,400円	2,200円
1,400円	1,900円	2,800円

」

同表尼崎市立小田北生涯学習プラザの項中

「

3,180円	4,320円	5,460円
660円	1,140円	1,500円
660円	1,140円	1,500円
1,200円	1,740円	2,580円

「

3,800円	5,100円	6,500円
700円	1,300円	1,800円
700円	1,300円	1,800円
1,400円	2,000円	3,000円

を

に改め、

」

同表尼崎市立小田南生涯学習プラザの項中

「

8,500円	11,300円	17,000円
3,100円	4,200円	6,200円
3,100円	4,200円	6,200円
1,500円	2,100円	3,100円
1,500円	2,100円	3,100円
900円	1,200円	1,800円
1,800円	2,500円	3,700円
2,600円	3,400円	5,200円

「

10,200円	13,500円	20,400円
3,700円	5,000円	7,400円
3,600円	5,000円	7,400円
1,800円	2,500円	3,700円
1,800円	2,500円	3,700円
1,000円	1,400円	2,100円
2,100円	3,000円	4,400円
3,100円	4,000円	6,200円

を

に改め、

」

同表尼崎市立大庄北生涯学習プラザの項中

「

9,600円	12,800円	19,200円
900円	1,200円	1,800円
3,100円	4,200円	6,200円
1,500円	2,100円	3,100円

「

11,500円	15,300円	23,000円
1,000円	1,400円	2,100円
3,600円	5,000円	7,400円
1,800円	2,500円	3,700円

1,500円	2,100円	3,100円
900円	1,200円	1,800円
1,800円	2,500円	3,700円
1,600円	2,100円	3,200円

を

1,800円	2,500円	3,700円
1,000円	1,400円	2,100円
2,100円	3,000円	4,400円
1,900円	2,500円	3,800円

に改め、

」

」

同表尼崎市立大庄南生涯学習プラザの項中

「

3,180円	4,320円	5,460円
660円	1,140円	1,500円
540円	960円	1,080円
660円	1,140円	1,500円
1,200円	1,740円	2,580円

を

「

3,800円	5,100円	6,500円
700円	1,300円	1,800円
600円	1,100円	1,200円
700円	1,300円	1,800円
1,400円	2,000円	3,000円

に改め、

」

」

同表尼崎市立立花北生涯学習プラザの項中

「

3,180円	4,320円	5,460円
660円	1,140円	1,500円
660円	1,140円	1,500円
1,200円	1,740円	2,580円

を

「

3,800円	5,100円	6,500円
700円	1,300円	1,800円
700円	1,300円	1,800円
1,400円	2,000円	3,000円

に改め、

」

」

同表尼崎市立立花南生涯学習プラザの項中

「

11,300円	15,000円	22,600円
3,100円	4,200円	6,200円
2,100円	2,800円	4,200円
1,000円	1,400円	2,000円
1,500円	2,100円	3,100円
750円	1,000円	1,500円

を

「

13,500円	18,000円	27,100円
3,600円	4,950円	7,200円
2,400円	3,300円	4,800円
1,200円	1,650円	2,400円
1,800円	2,400円	3,600円
900円	1,200円	1,800円

に改め、

900円	1,200円	1,800円
900円	1,200円	1,800円
1,800円	2,500円	3,700円
1,600円	2,100円	3,200円

1,000円	1,400円	2,100円
1,000円	1,400円	2,100円
2,100円	3,000円	4,400円
1,900円	2,500円	3,800円

」

」

同表尼崎市立武庫東生涯学習プラザの項中

「

「

3,180円	4,320円	5,460円
660円	1,140円	1,500円
540円	960円	1,080円
660円	1,140円	1,500円
1,200円	1,740円	2,580円

を

3,800円	5,100円	6,500円
700円	1,300円	1,800円
600円	1,100円	1,200円
700円	1,300円	1,800円
1,400円	2,000円	3,000円

に改め、

」

」

同表尼崎市立武庫西生涯学習プラザの項中

「

「

12,900円	17,100円	25,800円
1,000円	1,400円	2,000円
800円	1,200円	1,700円
3,100円	4,200円	6,200円
1,500円	2,100円	3,100円
2,000円	2,700円	4,100円
1,200円	1,600円	2,400円
800円	1,100円	1,700円
800円	1,100円	1,700円
1,800円	2,500円	3,700円
3,100円	4,200円	6,300円

を

15,400円	20,500円	30,900円
1,200円	1,600円	2,400円
900円	1,400円	2,000円
3,700円	5,000円	7,400円
1,800円	2,500円	3,700円
2,300円	3,150円	4,800円
1,350円	1,850円	2,800円
950円	1,300円	2,000円
900円	1,300円	2,000円
2,100円	3,000円	4,400円
3,700円	5,000円	7,500円

に改め、

」

」

同表尼崎市立園田東生涯学習プラザの項中

「

11,400円	15,200円	22,800円
1,800円	2,400円	3,600円
900円	1,200円	1,800円
3,100円	4,200円	6,200円
1,500円	2,100円	3,100円
1,800円	2,400円	3,600円
900円	1,200円	1,800円
1,800円	2,500円	3,700円
3,100円	4,200円	6,300円

を

「

13,600円	18,200円	27,300円
2,100円	2,800円	4,300円
1,050円	1,400円	2,150円
3,600円	5,000円	7,400円
1,800円	2,500円	3,700円
2,100円	2,800円	4,300円
1,050円	1,400円	2,150円
2,100円	3,000円	4,400円
3,700円	5,000円	7,500円

に改め、

」

」

同表尼崎市立園田西生涯学習プラザの項中

「

3,180円	4,320円	5,460円
660円	1,140円	1,500円
660円	1,140円	1,500円
1,200円	1,740円	2,580円

を

「

3,800円	5,100円	6,500円
700円	1,300円	1,800円
700円	1,300円	1,800円
1,400円	2,000円	3,000円

に改め、

」

」

同表摘要 1 中「本市内」を「本市の区域内」に、「利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された」を「この表（摘要 1 及び 2 を除く。）に定める」に改め、同表摘要 2 中「利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された」を「この表（摘要 2 を除く。）に定める」に、「に規定する場合にあっては、摘要 1 の」を「の規定の適用を受ける場合は、当該」に改める。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の尼崎市立生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）の利用に係る使用料について適用し、施行日前のプラザの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 施行日以後のプラザの利用に係る利用許可（尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例第6条第2項に規定する利用許可をいう。）に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

（説 明）

尼崎市立生涯学習プラザの使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 23 号

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

(尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年尼崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

(尼崎市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市議会個人情報の保護に関する条例（令和 5 年尼崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 55 条中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条の表第 41 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 24 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 24 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「2, 018 人」を「2, 041 人」に改め、同項第 3 号中「260 人」を「253 人」に改め、同項第 9 号中「460 人」を「467 人」に、「1, 460 人」を「1, 467 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

事務事業の執行体制の整備等による職員定数の増員を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 25 号

尼崎市市税条例及び尼崎市債権管理条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例及び尼崎市債権管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例及び尼崎市債権管理条例の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 15 条を次のように改める。

第 15 条 削除

第 112 条第 3 項中「督促手数料及び」を削る。

(尼崎市債権管理条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市債権管理条例（平成 30 年尼崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項を削る。

第 9 条中「当該強制徴収債権並びにその督促に係る同条第 4 項の督促手数料」を「その滞納に係る強制徴収債権」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正前の尼崎市市税条例（以下「改正前の市税条例」という。）第 15 条及び第 2 条の規定による改正前の尼崎市債権管理条例（以下「改正前の債権管理条例」という。）第 6 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日前に督促状を発した場合については、

なおその効力を有する。

- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の市税条例第15条の規定により督促手数料を徴収する場合には、第1条の規定による改正後の尼崎市市税条例第2条第2号中「その」とあるのは「その督促手数料、」と、同条例第112条第3項中「から」とあるのは「から督促手数料及び」として、同条例の規定を適用する。
- 4 付則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の債権管理条例第6条第4項の規定により督促手数料を徴収する場合には、第2条の規定による改正後の尼崎市債権管理条例第9条中「及び」とあるのは、「並びにその督促に係る督促手数料及び」として、同条の規定を適用する。

（説 明）

督促手数料を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 26 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例

（尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例の一部
改正）

第 1 条 尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例
（昭和 12 年尼崎市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、
同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 14 条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 19 条第 2 号中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

第 28 条第 1 項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条
第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正）

第 2 条 尼崎市職員退職手当支給条例（昭和 24 年尼崎市条例第 37
号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 第 1 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第
5 項第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 12 条の 3 の見出し、同条第 1 項第 1 号、第 12 条の 4 第 1 項第
1 号及び第 12 条の 6 第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（尼崎市職員の給与に関する条例等の一部改正）

第 3 条 次の各号に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24
号）第 21 条の 2 第 3 号及び第 5 号並びに第 21 条の 3 第 1 項第

1号及び第5項第1号

(2) 尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例（昭和40年尼崎市条例第13号）第4条第1号及び第5条第4号

(3) 尼崎市公設地方卸売市場業務条例（平成18年尼崎市条例第60号）第7条第4項第3号イ

（尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和35年尼崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第12条の3の見出し、同条第1項第1号、第12条の4第1項第1号及び第12条の6第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（尼崎市消防団員退職報償金支給条例及び市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 尼崎市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年尼崎市条例第41号）第6条第1号

(2) 市長及び副市長の退職手当に関する条例（昭和54年尼崎市条例第24号）第5条

（尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部改正）

第6条 次の各号に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年尼崎市条例第39号）第18条

(2) 尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号）第91条及び第92条

(3) 尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年尼崎市条例第33号）第22条及び第23条

(4) 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例（平成16年尼崎市条例第49号）第11条

(5) 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（平成

18年尼崎市条例第62号)第15条

- (6) 尼崎市行政不服審査会条例(平成28年尼崎市条例第11号)第11条
- (7) 尼崎市公文書の管理等に関する条例(令和4年尼崎市条例第3号)第43条
- (8) 尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年尼崎市条例第7号)付則第5項及び第6項
- (9) 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年尼崎市条例第8号)付則第8項及び第9項
- (10) 尼崎市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年尼崎市条例第17号)第60条から第62条まで

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、付則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、市の他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なおその効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の市の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、同法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は同法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち、懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る市の他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なおその効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の市の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例第12条の2第1項及び第5項、第12条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第12条の6第4項並びに尼崎市職員退職手当支給条例第12条の6第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（尼崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条（第1号に係る部分に限る。）の規定による改正後の尼崎市職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）並びに尼崎市職員の給与に関する条例第21条の3第2項（第1号に係る部分に限る。）（これらの規定を市の他の条例において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第12条の2第1項及び第5項、第12条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第12条の

6 第 4 項並びに尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第 12 条の 6 第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(委任)

- 8 付則第 2 項から前項まで並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）第 2 編及び同法第 509 条の規定に基づく政令の規定に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、任命権者が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して定める。

(説明)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 27 号

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当
に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当
に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市職員退職手当支給条例（昭和 24 年尼崎市条例第 37
号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 12 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条
第 15 項中「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イ」を「第 56 条の 3 第 1 項
第 1 号」に、「相当する退職手当にあつては当該退職手当の支給を受
けた日数に相当する日数分、同号ロに該当する者に係る就業促進手当
に相当する退職手当にあつては当該就業促進手当について同条第 5
項」を「ついて同条第 4 項」に改める。

附則第 15 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」
に改める。

(尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和 35 年尼崎市条
例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 12 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同
条第 15 項中「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イ」を「第 56 条の 3 第 1
項第 1 号」に、「相当する退職手当にあつては当該退職手当の支給を
受けた日数に相当する日数分、同号ロに該当する者に係る就業促進手
当に相当する退職手当にあつては当該就業促進手当について同条第 5
項」を「ついて同条第 4 項」に改める。

付則第 17 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中尼崎市職員退職手当支給条例（以下「職員退職手当条例」という。）附則第15項の改正規定及び第2条中尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（以下「教育職員退職手当条例」という。）付則第17項の改正規定は、公布の日から施行する。

(職員の退職手当に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の職員退職手当条例第8条第12項（第4号に係る部分に限り、職員退職手当条例第8条第16項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員退職手当条例第1条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）でこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員で施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(教育職員の退職手当に関する経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の教育職員退職手当条例第10条第12項（第4号に係る部分に限り、教育職員退職手当条例第10条第16項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職教育職員（退職した教育職員退職手当条例第1条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）で施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職教育職員で施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(説 明)

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）の制

定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 28 号

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 27 年尼
崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 3 項」を「以下この条」に改め、同条第 2 項中
「3 歳に満たない子（市規則で定める者を含む。）」を「未就学児」に、
「当該」を「その請求をした」に、「次項」を「以下この条」に改め、
同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前各項」を「前 2 項」に改め、「職
員が」の次に「、市規則で定めるところにより、その要介護者（」を加
え、「を介護する」を「をいう。以下この条において同じ。）を介護す
るために請求した」に、「第 1 項中「職員（市規則で定める職員を除
く。）」とあるのは「職員」と、第 2 項中「当該」を「前項中「その請
求をした」に、「「公務」を「、「公務」に改め、同項を同条第 3 項と
し、同条に次の 1 項を加える。

4 任命権者は、職員が、市規則で定めるところにより、その要介護者
を介護するために請求した場合には、その請求をした職員の業務を処
理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、市規
則で定める時間数を超えて、超過勤務をさせてはならない。

第 13 条の 2 第 2 号中「場合に」を「場合その他これに準ずる場合
に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定

は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定による同項に規定する超過勤務の制限の請求（同条第1項に規定する未就学児で3歳から小学校就学の始期に達するまでの間にあるものを養育するためのものに限る。）及び改正後の条例第13条の2の規定による休暇の付与（同条第2号（同号のこれに準ずる場合に係る部分に限る。）に該当する場合におけるものに限る。）の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく市規則の規定の例により行うことができる。

（説 明）

所定外労働の制限の対象となる育児中の職員の範囲の拡大等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 29 号

尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例について

尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例

（尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 28 年尼崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中「場合に」を「場合（管理者が別に定める場合を除く。）に」に改め、同条第 1 号中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 号中「勤務を要しない日及び休日以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時からその翌日の」に、「間（」を「間（勤務を要しない日又は休日に含まれる時間を除き、」に改め、「内のもの」を削り、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 14 条の 3 中「、第 4 条の 3」を削る。

（尼崎市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「6 級」を「7 級」に、「3 号給」を「1 号給」に改める。

第 12 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号」を「次項第 2 号から第 5 号」に、「「扶養親族たる配偶者、父母等」を「この条において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「8 級職員」という。）」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1

号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「7級職員」という。）」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間にある当該」を「当該期間にある」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。

第12条第6項及び第7項を削る。

第12条の2第2項中「100分の10」を「100分の8」に改める。

第12条の3第1項中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第19条の2第1項中「は、当該」を「（市規則で定める場合を除く。）は、その該当する」に改め、同項第1号中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第2号中「勤務を要しない日及び休日以外の日の午前0時から」を「午後10時からその翌日の」に、「間（」を「間（勤務を要しない日又は休日に含まれる時間を除き、」に改め、「内のもの」を削り、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で市規則で定める額（前項各号の勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした場合にあっては、当該額に100分の150を乗じて得た額）とする。

付則第28項の次に次の1項を加える。

28の2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り、職員の昇給は、第9条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところ

ろにより、行うものとする。

付則第 29 項中「前項」を「前 2 項」に改め、付則第 49 項中「定年前再任用短時間勤務職員を除く。」を削り、「新規採用職員」を「新規採用職員等」に、「本市外」を「本市の区域外」に、「本市内」を「本市の区域内」に、「、当該」を「、その」に改め、付則第 50 項中「新規採用職員」を「新規採用職員等」に、「本市内」を「本市の区域内」に、「本市外」を「本市の区域外」に、「当該」を「その」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,800	218,400	266,200	299,600	357,100	411,300	458,200	514,200
	2	184,900	220,500	267,300	300,900	358,900	413,300	467,200	524,400
	3	186,000	222,600	268,500	302,600	360,700	415,300	475,600	531,300
	4	187,100	224,800	269,600	304,300	362,200	417,300	484,000	536,900
	5	188,300	225,700	270,700	305,600	364,300	419,100	491,600	542,100
	6	189,500	226,600	271,900	306,900	366,100	421,100	498,500	547,600
	7	190,600	227,400	272,700	307,900	368,000	423,000	504,400	551,000
	8	191,700	228,300	274,000	309,200	369,800	424,900	508,800	554,200
	9	193,500	229,900	275,100	310,800	371,300	426,700	513,000	557,200
	10	195,300	231,200	276,200	312,500	373,100	428,700		
	11	197,100	232,500	277,600	314,100	374,800	430,800		
	12	199,000	234,000	278,700	315,700	376,600	432,600		
	13	200,500	235,000	280,000	317,400	378,700	434,200		
	14	202,700	235,900	281,100	319,100	380,700	435,800		
	15	205,000	237,400	282,300	320,800	382,700	437,300		
	16	207,400	238,900	283,400	322,300	384,400	438,800		
	17	209,400	240,400	284,800	324,300	386,100	439,900		
	18	211,600	242,000	286,000	325,900	387,800	441,000		
	19	213,600	243,400	287,100	327,700	389,400	442,100		
	20	215,800	244,800	288,400	329,000	391,000	443,200		
	21	218,000	246,200	289,200	330,800	392,500	444,200		
	22	220,100	247,800	290,400	332,600	393,900	445,100		
	23	222,200	249,000	291,700	334,200	395,400	446,100		
	24	224,400	250,300	293,100	335,300	396,800	447,000		
	25	225,300	251,600	294,700	337,200	398,300	447,800		
	26	226,200	252,900	295,800	339,200	399,700	448,700		
	27	227,000	254,100	296,800	341,100	401,100	449,400		
	28	227,900	255,200	298,100	342,400	402,400	450,100		
	29	229,500	256,400	299,200	344,100	403,700	450,800		
	30	230,800	257,400	300,400	345,700	404,800	451,600		
	31	232,100	258,300	301,600	347,400	405,800	452,400		
	32	233,600	259,200	302,600	349,100	406,800	453,200		
	33	234,600	260,100	304,100	350,800	407,700	454,000		
	34	235,400	261,200	305,600	352,700	408,500	454,800		
	35	236,300	261,800	306,900	354,600	409,300	455,600		
	36	237,400	262,800	308,300	356,400	409,900	456,300		
	37	238,600	263,700	309,600	358,200	410,600	457,100		
	38	239,600	264,600	310,900	359,900	411,200	457,900		
	39	240,500	265,500	312,400	361,600	411,800	458,700		
	40	241,700	266,600	313,900	363,000	412,400	459,400		
	41	242,800	267,500	315,000	364,200	413,000	460,200		
	42	244,000	268,200	316,300	365,700	413,500	461,000		
	43	245,000	268,900	317,500	366,900	414,100	461,800		

44	245,900	269,800	318,500	367,900	414,700	462,500
45	246,700	270,500	319,800	368,900	415,300	463,300
46	247,500	271,300	321,100	370,000	415,900	464,000
47	248,300	272,100	322,300	371,100	416,500	464,700
48	249,200	272,900	323,400	372,000	417,100	465,400
49	249,600	273,400	323,900	373,000	417,500	466,200
50	250,100	274,100	324,600	373,900	418,100	467,000
51	250,600	274,900	325,200	374,900	418,700	467,700
52	251,100	275,500	326,000	375,700	419,300	468,400
53	251,400	276,300	326,600	376,500	419,700	469,200
54	251,900	277,100	327,400	377,400	420,300	470,000
55	252,400	277,900	328,200	378,300	420,900	470,700
56	252,700	278,700	328,900	379,000	421,500	471,400
57	253,100	279,600	329,700	379,800	422,000	472,200
58	253,400	280,400	330,400	380,500	422,600	473,000
59	253,700	281,300	331,000	381,300	423,200	473,700
60	254,000	282,000	331,600	381,900	423,700	474,400
61	254,300	282,700	332,000	382,600	424,200	475,200
62	254,600	283,500	332,600	383,300	424,800	476,000
63	254,900	284,200	333,100	384,000	425,400	476,700
64	255,200	284,700	333,600	384,600	425,900	477,400
65	255,500	285,200	334,100	385,300	426,400	478,200
66	255,800	285,900	334,500	386,000	427,000	479,000
67	256,100	286,800	334,900	386,700	427,600	479,700
68	256,400	287,500	335,400	387,300	428,100	480,400
69	256,700	288,000	335,900	387,900	428,600	481,200
70	257,000	288,300	336,400	388,700	429,200	482,000
71	257,300	288,900	336,900	389,400	429,800	482,700
72	257,600	289,400	337,400	390,200	430,300	483,400
73	257,900	289,500	337,800	390,800	430,800	
74	258,200	289,900	338,300	391,500	431,300	
75	258,500	290,300	338,700	392,100	431,900	
76	258,800	290,800	339,000	392,800	432,400	
77	259,100	291,000	339,400	393,600	432,900	
78	259,400	291,200	339,900	394,200	433,500	
79	259,700	291,400	340,300	394,700	434,100	
80	260,000	291,600	340,700	395,300	434,600	
81	260,300	292,100	341,200	395,900	435,100	
82	260,600	292,200	341,700	396,500	435,700	
83	260,900	292,800	342,000	397,000	436,300	
84	261,200	293,300	342,400	397,600	436,800	
85	261,500	293,600	342,700	398,200	437,300	
86	261,800	293,900	343,100	398,700	437,900	
87	262,100	294,400	343,500	399,200	438,500	
88	262,400	294,700	343,800	399,800	438,900	
89	262,700	295,100	344,100	400,400	439,400	
90	263,000	295,400	344,500	400,900		
91	263,300	295,800	344,900	401,400		
92	263,600	296,200	345,200	402,000		
93	263,900	296,500	345,500	402,600		
94		297,000	345,900	403,100		

	95		297,400	346,400	403,600				
	96		297,800	346,700	404,200				
	97		298,000	347,200	404,800				
	98		298,500	347,700	405,300				
	99		298,900	348,100	405,800				
	100		299,400	348,300	406,400				
	101		299,900	348,800	407,000				
	102		300,300	349,300	407,500				
	103		300,800	349,800	408,000				
	104		301,300	350,200	408,600				
	105		301,800	350,700	409,200				
	106		302,200	351,200	409,700				
	107		302,700	351,700	410,200				
	108		303,200	352,100	410,800				
	109		303,500	352,600	411,400				
	110		304,000	353,100	411,900				
	111		304,500	353,500	412,400				
	112		304,900	353,900	412,900				
	113		305,200	354,400	413,500				
	114		305,700	354,700	414,000				
	115		306,100	355,100	414,500				
	116		306,500	355,500	415,100				
	117		306,800	356,000	415,700				
	118			356,500	416,200				
	119			357,000	416,700				
	120			357,400	417,300				
	121			357,900	417,900				
	122			358,400	418,400				
	123			358,900	418,900				
	124			359,300	419,500				
	125			359,700	420,100				
	126			360,200	420,600				
	127			360,700	421,100				
	128			361,100					
	129			361,600					
	130			362,100					
	131			362,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	320,600	362,700	396,200	448,000
摘要 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									

別表第3及び別表第3の2を次のように改める。

別表第3

消 防 職 給 料 表

職 員 の 区 分	等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	206,700	246,500	286,300	299,600	357,100	411,300
	2	209,300	247,400	287,700	300,900	358,900	413,300
	3	211,800	249,000	289,200	302,600	360,700	415,300
	4	214,500	250,400	290,700	304,300	362,200	417,300
	5	216,800	251,800	292,200	305,600	364,300	419,100
	6	219,000	253,400	293,600	306,900	366,100	421,100
	7	221,400	254,500	294,700	307,900	368,000	423,000
	8	223,900	255,600	296,200	309,200	369,800	424,900
	9	226,100	257,100	297,500	310,800	371,300	426,700
	10	228,200	258,700	298,700	312,500	373,100	428,700
	11	230,200	260,300	300,400	314,100	374,800	430,800
	12	232,300	262,100	301,800	315,700	376,600	432,600
	13	234,400	263,700	303,100	317,400	378,700	434,200
	14	236,200	265,300	304,400	319,100	380,700	435,800
	15	238,000	266,900	305,700	320,800	382,700	437,300
	16	240,000	268,700	306,900	322,300	384,400	438,800
	17	240,700	270,100	308,400	324,300	386,100	439,900
	18	241,600	271,500	309,800	325,900	387,800	441,000
	19	242,600	272,900	311,200	327,700	389,400	442,100
	20	243,700	274,300	312,700	329,000	391,000	443,200
	21	245,500	275,400	313,600	330,800	392,500	444,200
	22	246,900	276,600	315,000	332,600	393,900	445,100
	23	248,300	277,800	316,500	334,200	395,400	446,100
	24	250,000	279,000	318,100	335,300	396,800	447,000
	25	251,300	279,800	319,900	337,200	398,300	447,800
	26	252,400	281,000	321,200	339,200	399,700	448,700
	27	253,600	282,200	322,400	341,100	401,100	449,400
	28	255,000	283,600	323,900	342,400	402,400	450,100
	29	256,600	284,700	325,300	344,100	403,700	450,800
	30	258,100	286,000	326,800	345,700	404,800	451,600
	31	259,400	287,400	328,200	347,400	405,800	452,400
	32	261,000	288,500	329,400	349,100	406,800	453,200
	33	262,400	289,700	331,100	350,800	407,700	454,000
	34	263,900	291,100	332,800	352,700	408,500	454,800
	35	265,200	292,400	334,200	354,600	409,300	455,600
	36	266,400	293,600	335,700	356,400	409,900	456,300
	37	267,500	294,800	337,300	358,200	410,600	457,100
	38	268,700	296,300	338,600	359,900	411,200	457,900
	39	269,700	297,500	340,200	361,600	411,800	458,700
	40	270,900	298,900	341,900	363,000	412,400	459,400
	41	271,600	300,100	343,100	364,200	413,000	460,200
	42	272,600	301,200	344,500	365,700	413,500	461,000
	43	273,400	302,000	345,900	366,900	414,100	461,800

44	274,400	302,900	347,000	367,900	414,700	462,500
45	275,400	303,900	348,400	368,900	415,300	463,300
46	276,300	304,800	349,800	370,000	415,900	464,000
47	277,300	305,900	351,000	371,100	416,500	464,700
48	278,100	307,100	352,200	372,000	417,100	465,400
49	279,200	308,300	353,000	373,000	417,500	466,200
50	279,900	309,400	353,900	373,900	418,100	467,000
51	280,700	310,600	354,600	374,900	418,700	467,700
52	281,600	311,800	355,500	375,700	419,300	468,400
53	282,500	313,100	356,100	376,500	419,700	469,200
54	283,400	314,100	356,900	377,400	420,300	470,000
55	284,300	315,100	357,700	378,300	420,900	470,700
56	285,200	316,400	358,400	379,000	421,500	471,400
57	286,100	317,600	359,100	379,800	422,000	472,200
58	286,900	318,500	359,800	380,500	422,600	473,000
59	287,600	319,400	360,400	381,300	423,200	473,700
60	288,200	320,400	361,100	381,900	423,700	474,400
61	289,000	321,700	361,400	382,600	424,200	475,200
62	290,100	322,600	362,000	383,300	424,800	476,000
63	291,100	323,400	362,500	384,000	425,400	476,700
64	292,200	324,200	363,000	384,600	425,900	477,400
65	293,200	325,200	363,500	385,300	426,400	478,200
66	294,100	326,100	364,000	386,000	427,000	479,000
67	295,000	326,800	364,400	386,700	427,600	479,700
68	295,900	327,800	364,900	387,300	428,100	480,400
69	296,800	328,800	365,500	387,900	428,600	481,200
70	297,700	329,600	366,000	388,700	429,200	482,000
71	298,500	330,200	366,600	389,400	429,800	482,700
72	299,400	330,800	367,100	390,200	430,300	483,400
73	300,300	331,300	367,700	390,800	430,800	
74	301,000	331,500	368,300	391,500	431,300	
75	301,700	331,700	368,700	392,100	431,900	
76	302,400	331,900	369,200	392,800	432,400	
77	303,100	332,400	369,800	393,600	432,900	
78	303,700	333,000	370,400	394,200	433,500	
79	304,300	333,400	370,900	394,700	434,100	
80	304,900	333,900	371,500	395,300	434,600	
81	305,300	334,400	372,100	395,900	435,100	
82	305,900	334,900	372,700	396,500		
83	306,400	335,300	373,100	397,000		
84	307,000	335,600	373,700	397,600		
85	307,600	336,100	374,100	398,200		
86	308,000	336,500	374,600	398,700		
87	308,300	336,900	375,000	399,200		
88	308,600	337,400	375,500	399,800		
89	308,900	337,900	376,000	400,400		
90	309,200	338,300	376,400	400,900		
91	309,500	338,600	376,900	401,400		
92	309,800	339,100	377,400	402,000		
93	310,100	339,400	378,000	402,600		
94	310,400	339,800	378,400	403,100		

95	310,700	340,300	379,000	403,600
96	311,000	340,800	379,500	404,200
97	311,300	341,200	380,100	404,800
98	311,600	341,700	380,700	405,300
99	311,900	342,200	381,200	405,800
100	312,200	342,500	381,600	406,400
101	312,500	342,900		407,000
102	312,800	343,400		407,500
103	313,100	343,700		408,000
104	313,400	344,200		408,600
105	313,700	344,600		409,200
106	314,000	344,900		409,700
107	314,300	345,300		410,200
108	314,600	345,800		410,800
109	314,900	346,200		411,400
110	315,200	346,500		411,900
111	315,500	346,800		412,400
112	315,800	347,200		412,900
113	316,100	347,500		413,500
114		347,900		414,000
115		348,200		414,500
116		348,600		415,100
117		348,900		415,700
118		349,300		416,200
119		349,600		416,700
120		350,000		417,300
121		350,300		417,900
122		350,700		418,400
123		351,100		418,900
124		351,500		
125		351,700		
126		352,100		
127		352,400		
128		352,800		
129		353,100		
130		353,500		
131		353,800		
132		354,200		
133		354,500		
134		354,900		
135		355,200		
136		355,600		
137		355,900		
138		356,300		
139		356,600		
140		357,000		
141		357,300		
142		357,700		
143		358,000		
144		358,400		
145		358,700		

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		192,000	219,500	260,000	279,700	320,600	362,700
摘 要 この表は、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士の階級にある職員に適用する。							

備考 「消防司令長」、「消防司令」、「消防司令補」、「消防士長」及び「消防士」とは、それぞれ消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づく市の規則で定められた階級をいう。

別表第3の2

医療職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級
	給料号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	

	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300

摘要	この表は、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許を有していることを条件に任命された職員に適用する。
----	---

別表第10ア及びイを次のように改める。

ア 行政職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格の日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	
11	1	1	1	1	1	1	
12	1	1	1	1	1	1	
13	1	1	1	1	1	1	
14	1	1	1	1	1	2	
15	1	1	1	1	1	2	
16	1	1	1	1	1	2	
17	1	1	1	1	1	2	
18	1	1	1	1	1	2	
19	1	1	1	1	2	2	
20	1	1	1	1	3	2	
21	1	1	1	1	4	3	
22	2	1	1	1	5	3	
23	3	1	2	1	6	3	
24	4	1	3	1	7	3	
25	5	1	4	1	8	3	

26	6	1	5	1	8	3	
27	7	1	6	1	9	3	
28	8	1	7	2	9	3	
29	9	1	8	3	10	3	
30	10	1	9	4	10	3	
31	11	1	10	5	11	4	
32	12	1	11	6	11	4	
33	13	2	12	7	12	4	
34	14	3	13	8	12	4	
35	15	4	14	9	13	4	
36	16	5	15	10	13	4	
37	17	6	16	11	14	4	
38	18	7	17	12	14	4	
39	19	8	18	13	15	4	
40	20	9	19	14	15	4	
41	21	10	20	15	16	4	
42	22	11	21	16	16	4	
43	23	12	22	17	16	4	
44	24	13	23	18	17	4	
45	25	14	24	19	17	4	
46	26	15	25	20	17	4	
47	27	16	26	21	17	5	
48	28	17	27	22	18	5	
49	29	18	28	23	18	5	
50	30	19	29	24	18	5	
51	31	20	30	25	18	5	
52	32	20	31	25	19	5	
53	33	21	31	26	19	5	

54	34	21	32	26	19	5	
55	35	22	32	27	19	5	
56	36	22	33	27	20	5	
57	37	23	33	28	20	5	
58	37	23	34	28	20	6	
59	38	24	34	29	20	6	
60	38	25	35	29	21	6	
61	39	26	35	29	21	6	
62	39	27	35	30	21	6	
63	40	28	36	30	21	6	
64	40	28	36	30	22	6	
65	41	29	36	31	22	6	
66	41	29	37	31	22	6	
67	42	30	37	31	23	6	
68	42	30	37	32	23	7	
69	43	31	38	32	23	7	
70	43	31	38	32	24	7	
71	44	32	38	33	24	7	
72	44	32	39	33	25	7	
73	45	32	39	33	25		
74	45	32	39	33	26		
75	45	33	39	34	26		
76	46	33	40	34	27		
77	46	33	40	34	27		
78	46	33	40	34	28		
79	47	34	40	35	28		
80	47	34	41	35	29		
81	47	34	41	35	30		

82	48	34	41	35	31		
83	48	35	41	36	32		
84	48	35	42	36	33		
85	49	35	42	36	34		
86	49	35	42	36	35		
87	49	36	42	37	36		
88	50	36	43	37	37		
89	50	36	43	38	38		
90	50	36	43	38			
91	51	37	43	39			
92	51	37	44	39			
93	51	37	44	40			
94		37	44	40			
95		38	44	41			
96		38	45	41			
97		38	45	42			
98		38	45	43			
99		39	45	44			
100		39	45	45			
101		39	46	46			
102		39	46	47			
103		40	46	48			
104		40	46	49			
105		40	46	50			
106		40	46	51			
107		41	47	52			
108		41	47	53			
109		41	47	54			

110		41	47	55			
111		42	47	56			
112		42	47	57			
113		42	48	58			
114		42	48	59			
115		43	48	60			
116		43	48	61			
117		43	48	62			
118			48	63			
119			49	64			
120			49	64			
121			49	65			
122			49	65			
123			49	66			
124			49	66			
125			50	67			
126			50	67			
127			50	68			
128			50				
129			50				
130			50				
131			51				
132			51				
摘要 この表は、第5条第1項の規定により行政職給料表の適用を受ける職員 の等級が決定された場合について適用する。							

イ 行政職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格の日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1

26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	1
43	1
44	1
45	2
46	3
47	4
48	5
49	6
50	7
51	8
52	8
53	8

54	8
55	9
56	9
57	9
58	9
59	10
60	10
61	10
62	10
63	10
64	10
65	11
66	11
67	11
68	11
69	11
70	11
71	12
72	12
73	12
74	12
75	12
76	12
77	12
78	12
79	13
80	13
81	13

82	13
83	13
84	13
85	13
86	13
87	14
88	14
89	14
90	14
91	15
92	15
93	15
94	15
95	16
96	16
97	16
98	16
99	17
100	17
101	17
102	17
103	18
104	18
105	18
106	18
107	19
108	19
109	19

110	19
111	20
112	20
113	20
114	20
115	21
116	21
117	21
118	21
119	22
120	22
121	22
122	22
123	22
124	22
125	23
126	23
127	23
摘要 この表は、第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が4級であるものの等級が6級に決定された場合について適用する。	

別表第10オからキまでを次のように改める。

オ 消防職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格の日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	2	1	1
12	1	1	3	1	1
13	1	1	4	1	1
14	1	1	5	1	1
15	1	1	6	1	1
16	1	1	7	1	1
17	1	1	8	1	1
18	1	1	9	1	1
19	1	1	10	1	2
20	2	1	11	1	3
21	3	1	12	1	4
22	4	1	13	1	5
23	5	1	14	1	6
24	6	1	15	1	7
25	7	1	16	1	8

26	8	1	17	1	8
27	9	2	18	1	9
28	10	3	19	2	9
29	11	4	20	3	10
30	12	5	21	4	10
31	13	6	22	5	11
32	14	7	23	6	11
33	15	8	24	7	12
34	16	9	25	8	12
35	17	10	26	9	13
36	18	11	27	10	13
37	19	12	28	11	14
38	20	13	29	12	14
39	21	14	30	13	15
40	22	15	31	14	15
41	23	16	32	15	16
42	24	17	33	16	16
43	25	18	34	17	16
44	26	19	35	18	17
45	27	20	36	19	17
46	28	21	37	20	17
47	29	22	38	21	17
48	30	23	39	22	18
49	31	24	40	23	18
50	32	25	41	24	18
51	33	26	42	25	18
52	34	27	43	25	19
53	35	28	44	26	19

54	36	29	45	26	19
55	37	30	46	27	19
56	37	31	47	27	20
57	38	32	48	28	20
58	38	33	49	28	20
59	39	34	50	29	20
60	39	35	51	29	21
61	40	36	51	29	21
62	40	37	52	30	21
63	41	38	52	30	21
64	41	39	53	30	22
65	42	40	53	31	22
66	42	41	54	31	22
67	43	42	54	31	23
68	43	43	55	32	23
69	44	44	55	32	23
70	44	44	55	32	24
71	45	45	56	33	24
72	45	45	56	33	25
73	46	46	56	33	25
74	46	46	57	33	26
75	47	47	57	34	26
76	47	47	57	34	27
77	48	48	58	34	27
78	48	48	58	34	28
79	49	49	58	35	28
80	49	49	59	35	29
81	49	50	59	35	30

82	50	50	60	35	
83	50	51	60	36	
84	50	51	61	36	
85	51	52	61	36	
86	51	52	61	36	
87	51	52	62	37	
88	52	52	62	37	
89	52	53	62	38	
90	52	53	62	38	
91	53	53	63	39	
92	53	53	63	39	
93	53	54	63	40	
94	53	54	64	40	
95	54	54	64	41	
96	54	54	64	41	
97	54	55	65	42	
98	54	55	66	43	
99	55	55	66	44	
100	55	55	67	45	
101	55	56		46	
102	55	56		47	
103	56	56		48	
104	56	57		49	
105	56	57		50	
106	56	57		51	
107	57	58		52	
108	57	58		53	
109	58	58		54	

110	58	59		55	
111	59	59		56	
112	59	59		57	
113	60	60		58	
114		60		59	
115		60		60	
116		61		61	
117		61		62	
118		61		63	
119		61		64	
120		62		64	
121		62		65	
122		62		65	
123		62		66	
124		63			
125		63			
126		63			
127		64			
128		64			
129		64			
130		65			
131		65			
132		66			
133		66			
134		66			
135		67			
136		67			
137		68			

138		68			
139		69			
140		69			
141		70			
142		70			
143		71			
144		71			
145		71			

摘要 この表は、第 5 条 第 1 項の規定により消防職給料表
の適用を受ける職員の等級が決定された場合について
適用する。

力 消防職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格の日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1

26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	1
43	1
44	1
45	2
46	3
47	4
48	5
49	6
50	7
51	8
52	8
53	8

54	8
55	9
56	9
57	9
58	9
59	10
60	10
61	10
62	10
63	10
64	10
65	11
66	11
67	11
68	11
69	11
70	11
71	12
72	12
73	12
74	12
75	12
76	12
77	12
78	12
79	13
80	13
81	13

82	13
83	13
84	13
85	13
86	13
87	14
88	14
89	14
90	14
91	15
92	15
93	15
94	15
95	16
96	16
97	16
98	16
99	17
100	17
101	17
102	17
103	18
104	18
105	18
106	18
107	19
108	19
109	19

110	19
111	20
112	20
113	20
114	20
115	21
116	21
117	21
118	21
119	22
120	22
121	22
122	22
123	22

摘要 この表は、第5条第2項の規定
 により読み替えて適用する同条第
 1項の規定により消防職給料表
 の適用を受ける職員でその等級
 が4級であるものの等級が6級に
 決定された場合について適用す
 る。

キ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格の日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	1
25	1	5	1

26	1	6	1
27	1	7	1
28	1	8	1
29	1	9	1
30	1	10	1
31	1	11	1
32	1	12	1
33	1	13	1
34	2	14	1
35	3	15	1
36	4	16	1
37	5	17	1
38	6	18	1
39	7	19	1
40	8	20	1
41	9	21	1
42	10	21	1
43	11	22	1
44	12	22	1
45	13	23	1
46	14	23	1
47	15	24	2
48	16	24	2
49	17	25	2
50	17	25	2
51	17	26	2
52	18	26	2
53	18	27	2

54	18	27	2
55	19	28	3
56	19	28	3
57	19	29	3
58	20	29	3
59	20	29	3
60	20	30	3
61	21	30	3
62	21	30	3
63	22	31	4
64	22	31	4
65	23	31	4
66		32	4
67		32	4
68		32	4
69		33	4
70		33	4
71		33	4
72		34	4
73		34	5
74		34	
75		35	
76		35	
77		35	
78		36	
79		36	
80		36	
81		37	

82		37	
83		38	
84		38	
85		39	
摘要 この表は、第5条第1項の規定により医療 職給料表の適用を受ける職員の等級が決 定された場合について適用する。			

別表第11ア及びイを次のように改める。

ア 行政職給料表降格時号給対応表(1)

降格の日の前日に 受けていた号給	降格後の号給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	21	32	22	27	18	13	9
2	22	33	23	28	19	20	9
3	23	34	24	29	20	30	9
4	24	35	25	30	21	46	9
5	25	36	26	31	22	57	9
6	26	37	27	32	23	67	9
7	27	38	28	33	24	72	9
8	28	39	29	34	26	72	9
9	29	40	30	35	28	72	9
10	30	41	31	36	30		
11	31	42	32	37	32		
12	32	43	33	38	34		
13	33	44	34	39	36		
14	34	45	35	40	38		
15	35	46	36	41	40		
16	36	47	37	42	43		
17	37	48	38	43	47		
18	38	49	39	44	51		
19	39	50	40	45	55		
20	40	52	41	46	59		
21	41	54	42	47	63		
22	42	56	43	48	66		
23	43	58	44	49	69		
24	44	59	45	50	71		
25	45	60	46	52	73		

26	46	61	47	54	75		
27	47	62	48	56	77		
28	48	64	49	58	79		
29	49	66	50	61	80		
30	50	68	51	64	81		
31	51	70	53	67	82		
32	52	74	55	70	83		
33	53	78	57	74	84		
34	54	82	59	78	85		
35	55	86	62	82	86		
36	56	90	65	86	87		
37	58	94	68	88	88		
38	60	98	71	90	89		
39	62	102	75	92	89		
40	64	106	79	94	89		
41	66	110	83	96	89		
42	68	114	87	97	89		
43	70	117	91	98	89		
44	72	117	95	99	89		
45	75	117	100	100	89		
46	78	117	106	101	89		
47	81	117	112	102	89		
48	84	117	118	103	89		
49	87	117	124	104	89		
50	90	117	130	105	89		
51	93	117	132	106	89		
52	93	117	132	107	89		
53	93	117	132	108	89		

54	93	117	132	109	89		
55	93	117	132	110	89		
56	93	117	132	111	89		
57	93	117	132	112	89		
58	93	117	132	113	89		
59	93	117	132	114	89		
60	93	117	132	115	89		
61	93	117	132	116	89		
62	93	117	132	117	89		
63	93	117	132	118	89		
64	93	117	132	120	89		
65	93	117	132	122	89		
66	93	117	132	124	89		
67	93	117	132	126	89		
68	93	117	132	127	89		
69	93	117	132	127	89		
70	93	117	132	127	89		
71	93	117	132	127	89		
72	93	117	132	127	89		
73	93	117	132	127			
74	93	117	132	127			
75	93	117	132	127			
76	93	117	132	127			
77	93	117	132	127			
78	93	117	132	127			
79	93	117	132	127			
80	93	117	132	127			
81	93	117	132	127			

82	93	117	132	127			
83	93	117	132	127			
84	93	117	132	127			
85	93	117	132	127			
86	93	117	132	127			
87	93	117	132	127			
88	93	117	132	127			
89	93	117	132	127			
90	93	117	132				
91	93	117	132				
92	93	117	132				
93	93	117	132				
94	93	117	132				
95	93	117	132				
96	93	117	132				
97	93	117	132				
98	93	117	132				
99	93	117	132				
100	93	117	132				
101	93	117	132				
102	93	117	132				
103	93	117	132				
104	93	117	132				
105	93	117	132				
106	93	117	132				
107	93	117	132				
108	93	117	132				
109	93	117	132				

110	93	117	132				
111	93	117	132				
112	93	117	132				
113	93	117	132				
114	93	117	132				
115	93	117	132				
116	93	117	132				
117	93	117	132				
118		117	132				
119		117	132				
120		117	132				
121		117	132				
122		117	132				
123		117	132				
124		117	132				
125		117	132				
126		117	132				
127		117	132				
128		117					
129		117					
130		117					
131		117					
132		117					
摘要 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員について降格をさせた場合（イの表の適用を受ける場合を除く。）について適用する。							

イ 行政職給料表降格時号給対応表(2)

降格の日の前日に 受けていた号給又は 特定降格に係る 6級における号給	降格後の号給又は特 定降格に係る4級に おける号給
1	44
2	45
3	46
4	47
5	48
6	49
7	50
8	54
9	58
10	64
11	70
12	78
13	86
14	90
15	94
16	98
17	102
18	106
19	110
20	114
21	118
22	124
23	127

24	127
25	127
26	127
27	127
28	127
29	127
30	127
31	127
32	127
33	127
34	127
35	127
36	127
37	127
38	127
39	127
40	127
41	127
42	127
43	127
44	127
45	127
46	127
47	127
48	127
49	127
50	127
51	127

52	127
53	127
54	127
55	127
56	127
57	127
58	127
59	127
60	127
61	127
62	127
63	127
64	127
65	127
66	127
67	127
68	127
69	127
70	127
71	127
72	127
摘要 この表は、次のいずれかに該当する場合について適用する。 (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級であるものについて4級に降格をさせた場合 (2) 行政職給料表の適用を受け	

る職員でその等級が6級から8級までのいずれかであるものについて1級から4級までのいずれかに降格をさせた場合（(1)に該当する場合を除く。）において特定降格が行われたものとして取り扱うとき。

別表第1 1才からキまでを次のように改める。

オ 消防職給料表降格時号給対応表(1)

降格の日の前日に 受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	19	26	10	27	18
2	20	27	11	28	19
3	21	28	12	29	20
4	22	29	13	30	21
5	23	30	14	31	22
6	24	31	15	32	23
7	25	32	16	33	24
8	26	33	17	34	26
9	27	34	18	35	28
10	28	35	19	36	30
11	29	36	20	37	32
12	30	37	21	38	34
13	31	38	22	39	36
14	32	39	23	40	38
15	33	40	24	41	40
16	34	41	25	42	43
17	35	42	26	43	47
18	36	43	27	44	51
19	37	44	28	45	55
20	38	45	29	46	59
21	39	46	30	47	63
22	40	47	31	48	66
23	41	48	32	49	69
24	42	49	33	50	71
25	43	50	34	52	73

26	44	51	35	54	75
27	45	52	36	56	77
28	46	53	37	58	79
29	47	54	38	61	80
30	48	55	39	64	81
31	49	56	40	67	81
32	50	57	41	70	81
33	51	58	42	74	81
34	52	59	43	78	81
35	53	60	44	82	81
36	54	61	45	86	81
37	56	62	46	88	81
38	58	63	47	90	81
39	60	64	48	92	81
40	62	65	49	94	81
41	64	66	50	96	81
42	66	67	51	97	81
43	68	68	52	98	81
44	70	70	53	99	81
45	72	72	54	100	81
46	74	74	55	101	81
47	76	76	56	102	81
48	78	78	57	103	81
49	81	80	58	104	81
50	84	82	59	105	81
51	87	84	61	106	81
52	90	88	63	107	81
53	94	92	65	108	81

54	98	96	67	109	81
55	102	100	70	110	81
56	106	103	73	111	81
57	108	106	76	112	81
58	110	109	79	113	81
59	112	112	81	114	81
60	113	115	83	115	81
61	113	119	86	116	81
62	113	123	90	117	81
63	113	126	93	118	81
64	113	129	96	120	81
65	113	131	97	122	81
66	113	134	99	123	81
67	113	136	100	123	81
68	113	138	100	123	81
69	113	140	100	123	81
70	113	142	100	123	81
71	113	145	100	123	81
72	113	145	100	123	81
73	113	145	100	123	
74	113	145	100	123	
75	113	145	100	123	
76	113	145	100	123	
77	113	145	100	123	
78	113	145	100	123	
79	113	145	100	123	
80	113	145	100	123	
81	113	145	100	123	

82	113	145	100		
83	113	145	100		
84	113	145	100		
85	113	145	100		
86	113	145	100		
87	113	145	100		
88	113	145	100		
89	113	145	100		
90	113	145	100		
91	113	145	100		
92	113	145	100		
93	113	145	100		
94	113	145	100		
95	113	145	100		
96	113	145	100		
97	113	145	100		
98	113	145	100		
99	113	145	100		
100	113	145	100		
101	113		100		
102	113		100		
103	113		100		
104	113		100		
105	113		100		
106	113		100		
107	113		100		
108	113		100		
109	113		100		

110	113		100		
111	113		100		
112	113		100		
113	113		100		
114	113		100		
115	113		100		
116	113		100		
117	113		100		
118	113		100		
119	113		100		
120	113		100		
121	113		100		
122	113		100		
123	113		100		
124	113				
125	113				
126	113				
127	113				
128	113				
129	113				
130	113				
131	113				
132	113				
133	113				
134	113				
135	113				
136	113				
137	113				

138	113				
139	113				
140	113				
141	113				
142	113				
143	113				
144	113				
145	113				

摘要 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員
について降格をさせた場合（力の表の適用を受
ける場合を除く。）について適用する。

力 消防職給料表降格時号給対応表(2)

降格の日の前日 に受けていた号 給又は特定降格 に係る6級におけ る号給	降格後の号給又は 特定降格に係る4級 における号給
1	44
2	45
3	46
4	47
5	48
6	49
7	50
8	54
9	58
10	64
11	70
12	78
13	86
14	90
15	94
16	98
17	102
18	106
19	110
20	114
21	118
22	123

23	123
24	123
25	123
26	123
27	123
28	123
29	123
30	123
31	123
32	123
33	123
34	123
35	123
36	123
37	123
38	123
39	123
40	123
41	123
42	123
43	123
44	123
45	123
46	123
47	123
48	123
49	123
50	123

51	123
52	123
53	123
54	123
55	123
56	123
57	123
58	123
59	123
60	123
61	123
62	123
63	123
64	123
65	123
66	123
67	123
68	123
69	123
70	123
71	123
72	123
摘要 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級であるものについて次のいずれかに該当する場合について適用する。 (1) 4級に降格をさせた場合	

(2) 1 級から 3 級までのいずれ
かに降格をさせた場合におい
て特定降格が行われたものと
して取り扱うとき。

キ 医療職給料表降格時号給対応表

降格の日の前日に 受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	46
2	34	22	54
3	35	23	62
4	36	24	72
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	45	33	
14	46	34	
15	47	35	
16	48	36	
17	51	37	
18	54	38	
19	57	39	
20	60	40	
21	62	42	
22	64	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	

26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	68	
33	65	71	
34	65	74	
35	65	77	
36	65	80	
37	65	82	
38	65	84	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	

54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		

82	65		
83	65		
84	65		
85	65		
摘要 この表は、医療職給料表の適用 を受ける職員について降格をさせ た場合について適用する。			

（尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「、第21条から第21条の3まで（勤勉手当に係る部分に限る。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「、給与条例第2条第1項中「及び初任給調整手当」とあるのは「、初任給調整手当及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項の特定任期付職員業績手当」と」を削り、「任期付職員条例第4条第1項に」を「尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項に」に、「100分の172.5）」と、同条第5項」を「100分の95）」と、同条第5項（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「）の」と」の次に「、同条第6項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の105（特定任期付職員にあっては、100分の77.5）」と」を加え、「第4条第6項」を「第4条第5項」に改め、同項を同条第5項とする。

第5条第1項を削り、同条第2項中「、第9条及び第11条（勤勉手当に係る部分に限る。）」を「及び第9条」に、「特定任期付企業職員」を「第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「、企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第5条第1項の特定任期付職員業績手当」と」を削り、「は「（」を「は、「（」に、「（任期付職員条

例」を「（尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年尼崎市条例第８号）」に、「これら」を「同条」に改め、同項を同条第２項とする。

（尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第４条 尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例（令和４年尼崎市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

付則第２７項中「、第１２条、第１２条の３及び付則第４９項から第５４項まで」を「及び第１２条」に改める。

付 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、付則第６項の規定は、公布の日から施行する。

（号給の切替え）

２ 別段の定めがあるものを除き、令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の対象給料表（尼崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第３条第１項第１号、第３号又は第４号に掲げる給料表をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けている職員（給与条例第１条に規定する職員をいう。以下同じ。）（同日におけるその者の等級が、給与条例第３条第１項第１号又は第３号に掲げる給料表の適用を受ける職員にあつては３級以上である者に、同項第４号に掲げる給料表の適用を受ける職員にあつては２級以上である者に限る。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、その者に適用される対象給料表に係る付則別表アからウまでのいずれかの表に掲げる切替日の前日におけるその者の等級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の区分に応じ、それぞれ同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

３ 前項の規定にかかわらず、切替日前に等級を異にする異動又はこれ

に準ずるもので市長が別に定めるもの（以下「特定異動等」という。）をした職員の新号給については、その者が切替日において特定異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和８年３月３１日までの間においては、第２条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第１２条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、同項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が７級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれらに相当するものとして市長が別に定めるものに対しては」と、同条第２項中

「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、同項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」と、同条第４項中「前項」とあるのは「尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例（令和７年尼崎市条例第 号）付則第４項の規定により読み替えて適用する前項」として、改正後の給与条例の規定を適用する。

（地域手当に関する経過措置）

- 5 切替日から令和８年３月３１日までの間における改正後の給与条例の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の適用については、改正後の給与条例第１２条の２第２項中「１００分の８」とあるのは、「１００分の９」とする。

（委任）

- 6 第２項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長又は尼崎市公営企業管理者が定める。

（尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

7 尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尼崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「第5項」の次に「（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第13条の2中「前条第1項中」を「同条第1項中」に改め、「並びに」を削り、「及び」と、「」を「」と、「、」に、「任期付職員条例第4条第6項」を「及び第7項、任期付職員条例第4条第5項」に改める。

付則別表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	切替日の前日における等級					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1
15	2	1	1	1	1	1
16	3	1	1	1	1	1
17	4	1	1	1	1	1
18	5	1	1	1	1	1
19	6	1	1	1	1	1
20	7	1	1	1	1	1
21	8	1	1	1	1	1
22	9	1	1	1	1	1
23	10	1	1	1	1	1
24	11	1	1	1	1	1

25	12	1	1	1	1	1
26	13	1	1	1	1	1
27	14	1	1	1	1	1
28	15	1	1	1	1	1
29	16	1	1	1	1	1
30	17	1	2	1	1	1
31	18	1	3	1	1	1
32	19	1	4	1	1	1
33	20	1	5	1	1	1
34	21	1	6	1	1	1
35	22	1	7	1	1	1
36	23	2	8	1	1	1
37	24	3	9	1	1	1
38	25	4	10	1	1	1
39	26	5	11	2	1	1
40	27	6	12	3	1	1
41	28	7	13	4	1	1
42	29	8	14	5	1	1
43	30	9	15	6	2	1
44	31	10	16	7	2	2
45	32	11	17	8	2	2
46	33	12	18	9	2	2
47	34	13	19	10	2	2
48	35	14	20	11	3	2
49	36	15	21	12	3	3
50	37	16	22	13	3	3
51	38	17	23	14	3	3
52	39	18	24	15	3	3

53	40	19	25	16	4	4
54	41	20	26	17	4	4
55	42	21	27	18	4	4
56	43	22	28	19	4	4
57	44	23	29	20	4	5
58	45	24	30	21	5	5
59	46	25	31	22	5	5
60	47	26	32	23	5	5
61	48	27	33	24	5	6
62	49	28	34	25	5	6
63	50	29	35	26	6	6
64	51	30	36	27	6	6
65	52	31	37	28	6	6
66	53	32	38	29	6	7
67	54	33	39	30	6	7
68	55	34	40	31	7	7
69	56	35	41	32	7	7
70	57	36	42	33	7	
71	58	37	43	34	7	
72	59	38	44	35	7	
73	60	39	45	36	8	
74	61	40	46	37	8	
75	62	41	47	38	8	
76	63	42	48	39	8	
77	64	43	49	40	8	
78	65	44	50	41		
79	66	45	51	42		
80	67	46	52	43		

81	68	47	53	44		
82	69	48	54	45		
83	70	49	55	46		
84	71	50	56	47		
85	72	51	57	48		
86	73	52	58	49		
87	74	53	59	50		
88	75	54	60	51		
89	76	55	61	52		
90	77	56	62	53		
91	78	57	63	54		
92	79	58	64	55		
93	80	59	65	56		
94	81	60	66	57		
95	82	61	67	58		
96	83	62	68	59		
97	84	63	69	60		
98	85	64	70	61		
99	86	65	71	62		
100	87	66	72	63		
101	88	67	73	64		
102	89	68	74	65		
103	90	69	75	66		
104	91	70	76	67		
105	92	71	77	68		
106	93	72	78	69		
107	94	73	79	70		
108	95	74	80	71		

109	96	75	81	72		
110	97	76	82			
111	98	77	83			
112	99	78	84			
113	100	79	85			
114	101	80	86			
115	102	81	87			
116	103	82	88			
117	104	83	89			
118	105	84				
119	106	85				
120	107	86				
121	108	87				
122	109	88				
123	110	89				
124	111	90				
125	112	91				
126	113	92				
127	114	93				
128	115	94				
129	116	95				
130	117	96				
131	118	97				
132	119	98				
133	120	99				
134	121	100				
135	122	101				
136	123	102				

137	124	103				
138	125	104				
139	126	105				
140	127	106				
141	128	107				
142	129	108				
143	130	109				
144	131	110				
145	132	111				
146		112				
147		113				
148		114				
149		115				
150		116				
151		117				
152		118				
153		119				
154		120				
155		121				
156		122				
157		123				
158		124				
159		125				
160		126				
161		127				

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	切替日の前日における等級			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	2	1	1	1
20	3	1	1	1
21	4	1	1	1
22	5	1	1	1
23	6	1	1	1
24	7	2	1	1
25	8	3	1	1

26	9	4	1	1
27	10	5	1	1
28	11	6	1	1
29	12	7	1	1
30	13	8	2	1
31	14	9	3	1
32	15	10	4	1
33	16	11	5	1
34	17	12	6	1
35	18	13	7	1
36	19	14	8	1
37	20	15	9	1
38	21	16	10	1
39	22	17	11	2
40	23	18	12	3
41	24	19	13	4
42	25	20	14	5
43	26	21	15	6
44	27	22	16	7
45	28	23	17	8
46	29	24	18	9
47	30	25	19	10
48	31	26	20	11
49	32	27	21	12
50	33	28	22	13
51	34	29	23	14
52	35	30	24	15
53	36	31	25	16

54	37	32	26	17
55	38	33	27	18
56	39	34	28	19
57	40	35	29	20
58	41	36	30	21
59	42	37	31	22
60	43	38	32	23
61	44	39	33	24
62	45	40	34	25
63	46	41	35	26
64	47	42	36	27
65	48	43	37	28
66	49	44	38	29
67	50	45	39	30
68	51	46	40	31
69	52	47	41	32
70	53	48	42	33
71	54	49	43	34
72	55	50	44	35
73	56	51	45	36
74	57	52	46	37
75	58	53	47	38
76	59	54	48	39
77	60	55	49	40
78	61	56	50	41
79	62	57	51	42
80	63	58	52	43
81	64	59	53	44

82	65	60	54	45
83	66	61	55	46
84	67	62	56	47
85	68	63	57	48
86	69	64	58	49
87	70	65	59	50
88	71	66	60	51
89	72	67	61	52
90	73	68	62	53
91	74	69	63	54
92	75	70	64	55
93	76	71	65	56
94	77	72	66	57
95	78	73	67	58
96	79	74	68	59
97	80	75	69	60
98	81	76	70	61
99	82	77	71	62
100	83	78	72	63
101	84	79	73	64
102	85	80	74	65
103	86	81	75	66
104	87	82	76	67
105	88	83	77	68
106	89	84	78	69
107	90	85	79	70
108	91	86	80	71
109	92	87	81	72

110	93	88		
111	94	89		
112	95	90		
113	96	91		
114	97	92		
115	98	93		
116	99	94		
117	100	95		
118		96		
119		97		
120		98		
121		99		
122		100		
123		101		
124		102		
125		103		
126		104		
127		105		
128		106		
129		107		
130		108		
131		109		
132		110		
133		111		
134		112		
135		113		
136		114		
137		115		

138		116		
139		117		
140		118		
141		119		
142		120		
143		121		
144		122		
145		123		

ウ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	切替日の前日における等級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1

26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	

82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

（説 明）

国家公務員の給与制度の改正内容を基本とした対応等を行うため、
条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 30 号

尼崎市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員等の旅費に関する条例（昭和 36 年尼崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

本則を次のように改める。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、別に定めがある場合を除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（同法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。）又は職員以外の者に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡時においてその死亡した職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者（その委任を受けた者を含む。第 8 条第 2 項を除き、以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他任命権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務の

ため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。

- (3) 赴任 新たに採用された職員のうち市規則で定める者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (4) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに付属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (5) 帰住 職員が退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となり、又は死亡した場合において、その退職等となった職員又はその死亡した職員の遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者その他の市規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）で、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の市規則で定めるもの（以下この号において「役務等」という。）を旅行者に提供することを約し、かつ、市がその提供に係る旅行業者等に対して当該提供に係る役務等に係る旅行の旅費に相当する費用を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張又は赴任をした場合には、その出張又は赴任をした職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又は職員の遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職等となった場合（退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） その退職等となった職員

- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 その死亡した職員の遺族
 - (3) 職員が死亡した場合において、その死亡した職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住をした場合 その帰住をした遺族
 - (4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、かつ、任命権者が別に定める期間内に本邦に帰住をし、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） その帰住をし、又はその退職等となった職員
 - (5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合 その死亡した職員の遺族
 - (6) 外国に在勤する職員が死亡した場合において、その死亡した職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。以下この号において同じ。）が当該職員の死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住をした場合 その帰住をした遺族
 - (7) 外国に在勤する職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は市規則で定める外国旅行中に死亡した場合 その死亡した者の配偶者又は父母たる職員
- 3 職員が前項第１号又は第４号に該当する場合において、地方公務員法第２８条第４項の規定により失職となったとき又は同法第２９条第１項から第３項までの規定により免職となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その旅行をした者に対し、旅費を支給する。
- 5 第１項、第２項又は前項の規定に該当する場合を除くほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第１項、第２項又は前２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第３項の規定により同条第２項に規定する旅行命令等の変更を受け、又は死亡した場合その他市規則で定める場合には、

当該者がその旅行のため既に支出した金額のうち当該者の損失となる金額又は当該者が支出を要する金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項又は第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市規則で定める事情により概算払を受けた旅費の金額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費の金額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した金額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項又は第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、その市が支払うべき金額がある旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当する費用として支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 任命権者は、前条第1項の規定に該当する旅行を行わせようとする場合にあっては旅行命令を、同条第4項の規定に該当する旅行を行わせようとする場合にあっては旅行依頼を発しなければならない。

2 任命権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、前項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により既に発した旅行命令等（この項の規定により変更した旅行命令等を含む。以下この項において同じ。）を変更する必要があると認める場合で、かつ、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、当該旅行命令等を変更することができる。

4 任命権者は、第1項の規定により旅行命令等を発し、又は前項の規定によりその発した旅行命令等（同項の規定により変更した旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）を変更する場合には、旅行命

令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に市規則で定める事項（以下「旅行内容」という。）の記載又は記録をし、その記載又は記録をした旅行内容をその発出又は変更をした旅行命令等に係る旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に旅行内容の記載又は記録をするいとまがない場合には、旅行命令簿等に旅行内容の記載又は記録をせずに旅行命令等を発し、又は変更することができる。

- 5 任命権者は、前項ただし書の規定により旅行命令簿等に旅行内容の記載又は記録をせずに旅行命令等を発し、又は変更した場合には、その後できるだけ速やかに、旅行命令簿等にその発出又は変更をした旅行命令等に係る旅行内容の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ、任命権者にその発出又は変更を受けた旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、その発出又は変更を受けた旅行命令等に従わないで旅行をした後できるだけ速やかに、任命権者に当該旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をしなかった場合又は当該申請をしたがその変更が認められなかった場合において、その旅行がその発出又は変更を受けた旅行命令等に従わないものであったときは、当該旅行に係る旅行者は、当該旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして市規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行するものとして計算する。ただし、公務上の必要又は天災そ

の他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により旅行した場合について計算する。

（旅費の請求等の手続）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその旅行に係る旅費の精算をしようとするもの及び旅費に相当する費用の支払を受けようとする旅行役務提供者は、市規則で定める事項を記載した請求書（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に市規則で定める図書又は電磁的記録を添えて、任命権者に提出しなければならない。この場合において、当該図書又は電磁的記録の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費の金額又は旅費に相当する費用の金額のうち、その提出をしなかったためこれらの金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、その旅行を完了した後市規則で定める期間内に、当該旅行に係る旅費の精算をしなければならない。

3 任命権者は、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が前項の規定によりその旅行に係る旅費の精算をした結果、当該旅費に過払金があった場合には、市規則で定める期間内に、当該旅行者に当該旅費に係る過払金を返納させなければならない。

4 任命権者は、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内にその旅行に係る旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に当該旅費に係る過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与（市規則で定めるものに限る。）又は旅費の金額から、その精算未了の概算払に係る旅費の金額又はその返納していない過払金に相当する金額を差し

引かなければならない。

（旅費の調整）

第 8 条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合
その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上、この条例の
規定による旅費を支給した場合に不当に旅行の実費を超えた旅費又は
通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実
費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を
支給しないことができる。

2 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、旅行者がこの条例の
規定による旅費により旅行することがその旅行における特別の事情に
より又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が、又は市長以
外の任命権者が市長と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第 9 条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49
号）第 15 条第 3 項若しくは第 64 条又は船員法（昭和 22 年法律第
100 号）第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に該当する事由があ
る場合において、この条例の規定による旅費の支給をすることができ
ないとき又はこの条例の規定により支給する旅費の金額が労働基準法
第 15 条第 3 項若しくは第 64 条又は船員法第 48 条の規定による旅
費又は費用の金額に満たないときは、当該事由のある職員に対し、こ
れらの規定による旅費若しくは費用の金額に相当する金額又はその満
たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、職員について船員法第 47 条第 2 項の規定に該当する
事由があった場合において、前項の規定により当該事由のある職員に
旅費を支給したときは、当該職員に対し、その支給した旅費の償還を
請求するものとする。

（旅費の返納等）

第 10 条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの
条例に基づく市規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する
費用の支払を受けた場合には、その支給を受けた旅費の金額又はその

支払を受けた旅費に相当する費用の金額のうちその違反に係る部分を返納させなければならない。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例又はこの条例に基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項の規定により返納させることに代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与（市規則で定めるものに限る。）又は旅費の金額から、その返納に係る旅費の金額に相当する金額を差し引くことができる。

（市長の監督）

- 第 1 1 条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、市長以外の任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料の提供若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

（委任）

- 第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の尼崎市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（市の他の条例において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第 2 条第 2 号に規定する任命権者（以下この項において「任命権者」という。）が改正後の条例第 4 条第 1 項の規定により同条第 2 項に規定する旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行及び改正後の条例第 3 条第 5 項の規定による旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に任命権者がこの条例による改

正前の尼崎市職員等の旅費に関する条例第４条第１項の規定により旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が同項の規定により旅行命令等を発した旅行（施行日前に任命権者が同条第３項の規定によりその発した旅行命令等を変更した旅行を含む。以下「施行日前旅行命令等旅行」という。）で、施行日以後に任命権者が改正後の条例第４条第３項の規定により施行日前旅行命令等旅行に係る旅行命令等を変更するもの（以下「対象旅行」という。）については、改正後の条例の規定は、対象旅行のうちその変更の日以後の期間に係るものについて適用し、対象旅行のうち同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

- ３ 改正後の条例第３条第２項（第３号から第７号までに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に職員（改正後の条例第１条に規定する職員をいう。以下同じ。）が退職等（同項第１号に規定する退職等をいう。以下同じ。）となり、又は職員若しくはその配偶者（改正後の条例第２条第１号に規定する配偶者をいう。以下同じ。）若しくは子が死亡した場合について適用し、施行日前に職員が退職等となり、又は職員若しくはその配偶者若しくは子が死亡した場合については、なお従前の例による。

- ４ 改正後の条例第１０条の規定は、付則第２項の規定により改正後の条例が適用される場合において、改正後の条例又は改正後の条例に基づく市規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する費用の支払を受けたときについて適用する。

（委任）

- ５ 付則第２項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、任命権者が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して定める。

（説 明）

本市職員の旅費制度について、国家公務員の旅費制度に準じた取扱いとするため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 1 号

尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年尼崎市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（法第 9 条第 2 項の条例で定める事務）

第 3 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 独自利用事務（別表の左欄に掲げる執行機関が行う事務で、当該執行機関の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。以下同じ。）
- (2) 次条第 1 項に規定する法定事務等庁内連携対象事務で、同項の規定により市の執行機関が同項に規定する法定事務等庁内連携対象情報を利用して行うもの
- (3) 特定個人番号利用事務で、次条第 2 項の規定により市の執行機関が利用特定個人情報を利用して行うもの

第 4 条中「規則で」を「市の執行機関が、又は市長以外の市の執行機関が市長と協議して」に改め、同条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（庁内連携）

第 4 条 市の執行機関は、別に定めるところにより、法定事務等庁内連携対象事務（法別表の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）で市の執行機関の権限に属するもの及び独自利用事務のうちから市の執行機関が別に定める事務をいう。以下同じ。）を処理するために必要な限度で、法定事務等庁内連携対象情報（市の執行機関が別

に定める特定個人情報という。以下同じ。)でその保有するものを利用することができる。ただし、法の規定に基づき情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者からその利用しようとする法定事務等庁内連携対象情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 市の執行機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の第2欄に掲げる特定個人番号利用事務(その権限に属するものに限る。以下この項において同じ。)を処理するために必要な限度で、当該特定個人番号利用事務の区分に応じそれぞれ同表の第4欄に掲げる利用特定個人情報でその保有するものを利用することができる。ただし、法の規定に基づき情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者からその利用しようとする利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、市の他の条例又は市の規則その他の規程の規定によりその利用があった特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(公示)

第5条 市の執行機関は、独自利用事務、法定事務等庁内連携対象事務又は法定事務等庁内連携対象情報を定め、又は変更したときは、別に定めるところにより、その内容を公示するものとする。

別表第1第1項中「(以下「外国人生活保護実施事務」という。))であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同表第2項中「本市が設置した賃貸住宅であって」を「市が設置している住宅で」に、「(以下「住宅管理事務」という。))であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同表第3項中「(以下「福祉医療費助成事務」という。))であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同表第4項中

「尼崎市緊急通報システム普及促進事業」を「尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業」に、「（以下「緊急通報システム普及促進事務」という。）であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同表第５項中「（以下「高齢者日常生活用具給付事務」という。）であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同表第６項中「（以下「住宅改造費助成事務」という。）であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同表第７項中「（以下「利用者負担額軽減事務」という。）であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同表第８項中「（以下「身体障害者手帳交付診断料特例給付事務」という。）であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同表第９項中「（以下「介護手当支給事務」という。）であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同表第１０項を削り、同表第１１項中「（以下「補聴器購入費等助成事務」という。）であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同項を同表第１０項とし、同表第１２項中「（以下「兵庫県心身障害者扶養共済制度関係事務」という。）であって規則で」を「で市長が別に」に改め、同項を同表第１１項とする。

別表第２を削り、別表第１を別表とする。

第２条 尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中第１項を削り、第２項を第１項とし、第３項から第１１項までを１項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、市規則で定める日から施行する。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行に伴い、

条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 2 号

尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 5 年尼崎
市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表中

「

4,900 円	8,400 円	9,800 円	13,300 円	18,200 円	23,100 円	1,640 円	2,100 円	3,270 円
900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円	300 円	450 円	670 円

を

」

「

5,800 円	10,000 円	11,700 円	15,800 円	21,700 円	27,500 円	1,960 円	2,520 円	3,920 円
1,000 円	2,100 円	2,400 円	3,100 円	4,500 円	5,500 円	360 円	540 円	800 円

に、

」

「

尼崎市立小田体育館 尼崎市立大庄体育館 尼崎市立立花体育館	会議室	1,300 円	1,600 円	2,200 円	2,900 円	3,800 円	5,100 円
-------------------------------------	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

」

「

尼崎市立小田体育館 尼崎市立立花体育館	会議室	1,500 円	1,900 円	2,600 円	3,400 円	4,500 円	6,000 円
------------------------	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に

」

改め、同表尼崎市立大庄体育館の項を次のように改める。

尼 崎 市 立 大 庄 体 育 館	フ ロ ア	4,900 円	8,400 円	9,800 円	13,300 円	18,200 円	23,100 円	1,640 円	2,100 円	3,270 円
	格 技 室	900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円	300 円	450 円	670 円
	会 議 室	1,300 円	1,600 円	2,200 円	2,900 円	3,800 円	5,100 円	—	—	—

別表第 2 項の表摘要中「本市内」を「本市の区域内」に、「法人その他の団体」を「法人等」に、「利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された」を「この表（摘要を除く。）に定める」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 2 項の表（尼崎市立大庄体育館の項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の尼崎市立中央体育館、尼崎市立小田体育館、尼崎市立立花体育館及び尼崎市立園田体育館（以下「対象施設」という。）の利用に係る使用料について適用し、施行日前の対象施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 施行日以後の対象施設の利用に係る利用許可（尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項に規定する利用許可をいう。）に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく教育委員会規則の規定の例により行うことができる。

（説 明）

尼崎市立社会体育施設の使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 33 号

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例に
ついて

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び
運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び
運営の基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条例第 52 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（記録の保存期間に係る規定として規則で）」を「で
市長が別に」に改め、「に限る。）」を削り、同条第 2 項中「は、」の
次に「その」を、「常に」の次に「当該」を加え、同条第 5 項中「省令
の規定（規則で定めるものに限る。）による」を「市長が別に定める」
に改め、同条第 6 項中「省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規
定する」を「市長が別に定める」に改め、同条第 7 項中「は、」の次に
「その」を加え、同条第 9 項中「規則で定める事業のいずれかに該当す
る」を「市長が別に定める」に、「利用者に」を「その利用者に」に改
め、同条第 10 項中「利用者」を「その利用者」に改め、同条第 11 項
中「省令第 16 条に規定する居宅サービス計画（規則で定める事業にあ
っては、規則で定める計画）」を「居宅サービス計画等」に改め、同条
第 12 項中「利用者」を「その利用者」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 29 条第 2 項（省令第 30 条において準用する場
合を含む。）」を「の規定で市長が別に定めるもの」に改め、同条第 2
項中「第 13 条第 8 号（同条第 15 号及び省令第 30 条において準用す
る場合を含む。）の規定」を「の規定で市長が別に定めるもの」に、
「利用者」を「その利用者」に改め、同条第 3 項後段を削る。

第5条第1項中「（記録の保存期間に係る規定として規則で」を「で市長が別に」に改め、「に限る。）」を削り、同条第2項中「規則で定める事業のいずれかに該当する」を「市長が別に定める」に改め、同項後段を削る。

第6条第1項中「第28条第2項（省令第32条において準用する場合を含む。）」を「の規定で市長が別に定めるもの」に改め、同条第2項後段を削る。

第10条第1項中「（記録の保存期間に係る規定として規則で」を「で市長が別に」に改め、「に限る。）」を削り、同条第2項中「規則で定める事業のいずれかに該当する」を「市長が別に定める」に改め、同項後段を削る。

第13条第1項中「第3条第1項第1号イ中」及び「第37条第2項（省令第49条において準用する場合を含む。）中」を「の規定で市長が別に定めるもの中」に改め、同条第2項後段を削る。

第14条第1項中「第38条第2項（省令第50条において準用する場合を含む。）」を「の規定で市長が別に定めるもの」に改め、同条第2項後段を削る。

第15条第1項中「第42条第2項（省令第54条において準用する場合を含む。）」を「の規定で市長が別に定めるもの」に改め、同条第2項後段を削る。

第18条第1項中「（記録の保存期間に係る規定として規則で」を「で市長が別に」に改め、「に限る。）」を削り、同条第2項後段を削る。

第20条第1項中「第4項」を「第3項」に、「同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。）（実施基準」を「当該基準」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「センターの設置者は、」を「地域包括支援センター（以下この条において「センター」という。）の設置者は、その」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項後段を削り、同項を同条第3項とする。

別表を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 34 号

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年尼崎
市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表中「13, 200 円」を「15, 800 円」に、「6, 600
円」を「7, 900 円」に、「3, 300 円」を「3, 950 円」に、
「1, 500 円」を「1, 800 円」に改め、同表摘要 2 中「本市内」
を「本市の区域内」に、「利用許可を受けた利用回数等及びこれに係る
この表の右欄に掲げる額で算定された額の 2 倍」を「この表（摘要 2 を
除く。）に定める額（摘要 1 の規定の適用を受ける場合は、当該規定に
より算定された額）に 100 分の 200」に、「4 倍）」を「100 分
の 400）を乗じて得た額」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項
の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関
する条例（以下「改正後の条例」という。）別表火葬場の項の規定は、
この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の尼崎市立弥生
ヶ丘斎場の火葬場（以下「火葬場」という。）の利用に係る使用料に
ついて適用し、施行日前の火葬場の利用に係る使用料については、な
お従前の例による。

（準備行為）

- 3 施行日以後の火葬場の利用に係る利用許可（尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例第4条第1項に規定する利用許可をいう。）に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

（説明）

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 35 号

尼崎市浴場業に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市浴場業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市浴場業に関する条例の一部を改正する条例
尼崎市浴場業に関する条例（平成 24 年尼崎市条例第 62 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 第 4 項第 6 号ウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

公衆浴場の水質基準を改めるため、条例改正が必要であることから、
本案を提出する。

議案第 36 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年尼崎市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 11 号イ中「第 41 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 41 条の 3 の 11 第 2 項」に改める。

第 3 条第 1 項第 4 号中「（以下「所得割の額」という。）」を削る。

第 4 条第 1 項第 4 号ア(7)中「以下この号において同じ。」を削り、同号ア(イ)中「800 円（その全ての保護者等について実施日の属する年度分の所得割の額を合計した額が 235,000 円未満である場合は、400 円）」を「400 円」に改め、同項第 5 号ア(7)中「15 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある」及び「以下この号において同じ。」を削り、同号ア(イ)中「800 円（その全ての保護者等について実施日の属する年度分の所得割の額を合計した額が 235,000 円未満である場合は、400 円）」を「400 円」に改め、同号ア(ウ)中「0 円」を「被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について 2 回を限度として、保険医療機関等ごとに 1 日につき 800 円を控除した額」に改め、同条第 3 項中「又は」を「若しくは(ウ)又は」に改め、同条第 4 項中「第 6 号」を「(ウ)並びに第 6 号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 11 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項（第4号ア（イ）及び第5号アに係る部分に限る。）、第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後の対象医療（改正後の条例第2条第11号アに規定する対象医療をいう。以下同じ。）に係る医療費助成（改正後の条例第3条第1項に規定する医療費助成をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の対象医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。

（説 明）

乳幼児等医療費及びこども医療費の助成制度の拡充等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎市交通遺児激励金支給条例の一部を改正する条例について

尼崎市交通遺児激励金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市交通遺児激励金支給条例の一部を改正する条例

尼崎市交通遺児激励金支給条例（昭和 44 年尼崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 64 条第 4 項に規定する」を「第 152 条第 5 項の規定により設立された」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 38 号

尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例（平成 11 年尼
崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中「7, 400 円」を「8, 700 円」に、「9, 800 円」を「11, 700 円」に、「11, 100 円」を「13, 000 円」に、「5, 500 円」を「6, 500 円」に、「7, 300 円」を「8, 700 円」に、「8, 200 円」を「9, 700 円」に、「1, 900 円」を「2, 200 円」に、「2, 500 円」を「3, 000 円」に、「2, 800 円」を「3, 300 円」に、「3, 600 円」を「4, 300 円」に、「4, 800 円」を「5, 700 円」に、「5, 400 円」を「6, 400 円」に改め、同表摘要 4 中「本市内」を「本市の区域内」に、「法人その他の団体」を「法人等」に、「利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された」を「この表（摘要 4 を除く。）に定める」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 項の表多目的ホールの項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後の尼崎市立すこやかプラザの多目的ホール(以下「多目的ホール」という。)の利用に係る使用料について適用し、施行日前の多目的ホールの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の多目的ホールの利用に係る利用許可(尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例第6条第1項に規定する利用許可をいう。)に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(説明)

尼崎市立すこやかプラザの使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 39 号

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例及び尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例及び尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例及び尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例

（尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正）

第 1 条 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（記録の保存期間に係る規定として規則で）」を「で市長が別に」に改め、「に限る。）」を削り、同条第 5 項中「省令の規定（規則で定めるものに限る。）による」を「市長が別に定める」に改め、同条第 6 項中「省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する」を「市長が別に定める」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 10 条第 3 項」を「の規定で市長が別に定めるもの」に、「規則で」を「市長が別に」に改め、同条第 4 項中「もの」の次に「（以下この項において「指定講習」という。）」を加え、「当該講習」を「指定講習」に改め、同条第 5 項中「、利用者」を「、

その利用者」に改め、同項第１号中「当該事故の発生」を「その発生した事故」に改め、同項第２号中「当該」を「その発生した」に、「その」を「当該事故の」に改め、同項第３号中「当該事故が当該放課後児童健全育成事業者の」を「その発生した事故がその」に改め、同条第６項中「より、」の次に「その」を加え、同条第７項中「は、」の次に「その」を加え、同条第９項後段を削る。

第６条第２項中「で当該」を「でその」に改め、同条第３項中「第２３条第１項の規定」を「の規定で市長が別に定めるもの」に改め、同条第４項後段を削り、同条第５項中「規則で」を「市長が別に」に、「（以下「栄養士免許」という。）を有する者」を「、同条第３項に規定する管理栄養士の免許」に、「調理師免許」を「栄養士免許等」に改め、同条第６項後段を削る。

第７条第１項中「第３２条第５号」を「の規定で市長が別に定めるもの」に改め、同条第２項中「第３３条第１項の規定」を「の規定で市長が別に定めるもの」に、「栄養士免許を有する者又は調理師免許」を「栄養士免許等」に改め、同条第３項後段を削る。

（尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部改正）

第２条 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（平成２６年尼崎市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「第２の２」を「の規定で市長が別に定めるもの」に改め、同条第６項第３号中「を当該」を「をその」に改め、同条第７項中「もの」の次に「（以下この項において「指定講習」という。）」を加え、「当該講習」を「指定講習」に、「を当該」を「をその」に改め、同条第８項中「告示第６の４に規定する」を「市長が別に定める」に、「当該」を「その」に改め、同条第９項第２号中「事実が当該」を「事実がその」に改め、同項第３号中「当該」を「その」に改め、同条第１０項中「、園児」を「、その園児」に改め、

同項第１号中「当該事故の発生」を「その発生した事故」に改め、同項第２号中「当該」を「その発生した」に、「その」を「当該事故の」に改め、同項第３号中「当該事故が当該認定こども園の設置者の」を「その発生した事故がその」に改め、同条第１１項中「第４の７本文に定めるところ」を「の規定で市長が別に定めるもの」に、「は、当該」を「は、その」に、「当該調理員」を「その置くべき調理員」に、「（以下「栄養士免許」という。）を有する者」を「、同条第３項に規定する管理栄養士の免許」に、「調理師免許」を「栄養士免許等」に改め、同条第１２項中「園児等」を「その園児等」に、「当該」を「その」に改め、同条第１３項中「第４の３の規定」を「の規定で市長が別に定めるもの」に改め、同条第１４項中「第４の６に定めるところ」を「の規定で市長が別に定めるもの」に、「を当該」を「をその」に改める。

第４条第２項中「省令第１３条第１項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第７条の２第２項に規定する」を「市長が別に定める」に、「を当該」を「をその」に改め、同条第３項中「第５条第４項の規定」を「の規定で市長が別に定めるもの」に、「栄養士免許を有する者又は調理師免許」を「栄養士免許等」に改め、同条第４項後段を削る。

付 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（説 明）

保育所等に配置する調理員の資格要件を見直すため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 40 号

尼崎市企業投資活動促進条例の一部を改正する条例について

尼崎市企業投資活動促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市企業投資活動促進条例の一部を改正する条例

尼崎市企業投資活動促進条例（平成 16 年尼崎市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本市内における」を削り、「本市産業」を「本市の区域内における産業」に、「本市地域経済」を「本市の区域内における地域経済」に改める。

第 2 条中「当該号」を「それぞれ当該号」に改め、同条第 2 号中「別表第 1 に定める事業（以下」を「重点事業（本市の区域内における産業の特性を活かすことができる分野その他の本市の区域内における産業の活性化に資する分野として市長が適当と認める分野（以下「重点分野」という。）に属する製造業その他の事業をいう。以下同じ。）又は製造業（重点分野に属するものを除く。）（以下これらを）」に、「本市内」を「本市の区域」に、「都市計画法」を「本市の区域のうち都市計画法」に、「（規則で」を「（これらの地域に属する区域のうち市長が別に）」に、「内）」を「に属する区域）内」に、「固定資産（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 1 号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）のうち」を「土地を取得し、若しくは賃借し」に改め、「のいずれか」及び「（貨物運送を行う事業、倉庫業又は卸売業（以下「貨物運送事業等」という。）を営む場合にあっては、アに掲げる行為に限る。）」を削り、同号イ中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 3 条第 1 項中「から第 5 号まで」を「及び第 4 号」に、「規則で」を「市長が別に」に改め、同項第 3 号中「企業投資活動事業計画に基づく」を削り、「固定資産の取得等」を「行為」に、「本市内」を「本市

の区域内」に、「受けて当該」を「受けてその」に改め、「として当該」の次に「補償に係る」を、「こと」の次に「が見込まれること」を加え、同項第４号中「次」を「、次」に改め、同号ア中「認定」の前に「この項の規定による」を加え、「本市内」を「本市の区域内」に、「は、」を「は、その新設する事業所において」に、「別表第２」を「別表」に改め、「こと」の次に「が見込まれること」を加え、同号イ中「認定の申請の際現に本市内に事業所」を「この項の規定による認定の申請の際現に本市の区域内に事業所」に、「会社等が」を「会社等が本市の区域内で」に、「対象事業」を「その行う当該行為に係る対象事業」に、「本市内に存する」を「本市の区域内に存する当該会社等の」に、「が認定の」を「について、当該」に、「別表第２」を「別表」に改め、「こと」の次に「が見込まれること」を加え、同号ウ、同項第５号及び同条第２項を削り、同条第３項中「第１項」を「前項」に、「が、」を「に係る企業投資活動が」に、「から第５号まで」を「及び第４号」に、「次」を「当該企業投資活動事業計画が次」に改め、同項第１号中「企業投資活動が本市地域経済」を「その企業投資活動が本市の区域内における地域経済」に改め、同項第２号中「企業投資活動」の前に「その」を加え、同項第３号中「企業投資活動事業計画が」を削り、同項を同条第２項とし、同条第４項中「規則で」を「市長が別に」に、「当該」を「その」に改め、同項を同条第３項とする。

第４条第１項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条第２項中「前条第３項」を「前条第２項」に改める。

第５条中「規則で」を「市長が別に」に、「当該」を「その承継をした企業投資活動又は認定事業に係る」に改める。

第６条第１号を次のように改める。

(1) 企業投資活動奨励金 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 認定事業が重点事業である場合 次に掲げる額の合計額

(7) 認定事業者がその認定事業計画に基づいて取得した土地、取得し、新築し、若しくは増築した家屋又は取得した償却資産で

その取得、新築又は増築をした認定事業者が所有し、かつ、その認定事業の用に供するもの（以下(7)において「取得土地等」という。）に対して課される固定資産税（増築した家屋にあっては、その増築部分の評価額に対応する部分に限る。以下同じ。）で、当該認定事業者が取得土地等を所有することとなった日（以下(7)において「所有日」という。）の属する年の翌年の1月1日（所有日が1月1日である場合は、所有日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度分から3年度分のものの合計額に相当する額

- (イ) 認定事業者がその認定事業計画に基づいて取得した土地又は取得し、新築し、若しくは増築した家屋でその取得、新築又は増築をした認定事業者が所有し、かつ、その認定事業の用に供するもの（以下(イ)において「取得土地等」という。）に対して課される都市計画税（増築した家屋にあっては、その増築部分の評価額に対応する部分に限る。以下同じ。）で、当該認定事業者が取得土地等を所有することとなった日（以下(イ)において「所有日」という。）の属する年の翌年の1月1日（所有日が1月1日である場合は、所有日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度分から3年度分のものの合計額に相当する額

イ 認定事業が製造業（重点分野に属するものを除く。）である場合 次に掲げる額の合計額

- (7) 認定事業者がその認定事業計画に基づいて取得し、新築し、若しくは増築した家屋又は取得した償却資産でその取得、新築又は増築をした認定事業者が所有し、かつ、その認定事業の用に供するもの（以下(7)において「取得家屋等」という。）に対して課される固定資産税で、当該認定事業者が取得家屋等を所有することとなった日（以下(7)において「所有日」という。）の属する年の翌年の1月1日（所有日が1月1日である場合は、所有日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度

分のものの額に相当する額

- (イ) 認定事業者がその認定事業計画に基づいて取得し、新築し、若しくは増築した家屋でその取得、新築又は増築をした認定事業者が所有し、かつ、その認定事業の用に供するもの（以下(イ)において「取得家屋等」という。）に対して課される都市計画税で、当該認定事業者が取得家屋等を所有することとなった日（以下(イ)において「所有日」という。）の属する年の翌年の１月１日（所有日が１月１日である場合は、所有日の属する年の１月１日）を賦課期日とする年度分のものの額に相当する額

第６条第２号ア中「（当該）」を「（その）」に、「本市外」を「本市の区域外」に、「本市内」を「本市の区域内」に、「、当該」を「、その」に改め、同号イ中「本市内」を「本市の区域内」に改める。

第７条及び第８条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第９条第１項中「ときは、」の次に「その」を加え、同項第２号中「又は」を「及び」に改め、同項第４号中「第３条第４項」を「第３条第３項」に改め、同条第２項中「第３条第３項各号」を「第３条第２項各号」に、「当該認定事業計画の」を「その」に、「又は」を「又はその」に改め、同条第４項中「当該」を「その取消しをした」に、「規則で」を「市長が別に」に改める。

第１０条第１項中「認定事業所」を「その認定事業所」に改め、「（第３条第１項第４号ウに規定する場合を除く。）」を削り、同条第２項中「より」の次に「その」を加え、同条第３項中「開発、物品の集配又は保管、卸売等」を「開発等」に改め、同条第４項中「は、」の次に「その」を加える。

第１１条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第１２条中「関し」を「ついて」に改める。

第１３条第１項中「当該会社等と規則で」を「これと市長が別に」に、「は、当該」を「は、」に、「、規則で」を「、市長が別に」に、「別表第１及び別表第２」を「及び別表」に改め、同項後段を削り、同条

第２項中「かつ、当該」を「かつ、その構成員たる」に、「より当該」を「よりその構成員たる」に、「は、当該」を「は、その結成された」に改める。

第１４条中「規則で」を「市長が」に改める。

別表第１を削る。

別表第２第１項中「（次項に掲げる事業所を除く。）」を削り、同表第２項を削り、同表第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同表第２項とし、同表を別表とする。

付 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の尼崎市企業投資活動促進条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第３条第１項の規定による認定の申請をする会社、個人及び改正後の条例第１３条第１項に規定する共同企業体について適用し、施行日前にこの条例による改正前の尼崎市企業投資活動促進条例第３条第１項の規定による認定の申請をした会社、個人及び同条例第１３条第１項に規定する共同企業体については、なお従前の例による。

（説 明）

尼崎市企業立地方針の策定に伴い、企業投資活動促進制度の拡充等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 1 号

売春等取締条例を廃止する条例について

売春等取締条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 松 本 眞

売春等取締条例を廃止する条例

売春等取締条例（昭和 2 7 年尼崎市条例第 4 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（説 明）

長期間条例の適用の実績がなく、本市の区域内に限った規制をする必要がないこと等を踏まえ、条例の廃止が必要であることから、本案を提出する。

議案第４２号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月１９日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成１２年尼崎市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条中第１０号を第１１号とし、第３号から第９号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和３７年建設省令第３号）の規定に基づく事務で別表第２の２に掲げるもの 同表に定める額

別表第１第１項中「含む」の次に「。次項において同じ」を、「審査」の次に「（同項に該当するものを除く。）」を加え、同項の表第３号中「３１，０００円」を「５３，０００円」に改め、同表第４号中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「４３，０００円」を「５７，０００円」に改め、同表第５号中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に改め、同項の次に次の１項を加える。

- １の２ 法第６条第１項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第１８条第２項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（その対象に、要確認特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項に規定する要確認特定建築行為をいう。以下この表において同じ。）で同項ただし書に規定する特定建築行為（規則で定めるものに限る。）であるもの又は要通知特定建築行為（同法第１２条第２項に規定する要通知特定建築行為をいう。以下この表において同じ。）で同項ただし書に規定する特定建築行為

（規則で定めるものに限る。）であるもの（これらのうち法令の規定により同法第 11 条第 6 項に規定する適合判定通知書の交付を受けたものとみなされるものを除く。）に係る部分で同条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの（以下この項及び別表第 6 において「仕様基準適合部分」という。）を含む建築物を含む場合に限る。） 前項の表に定める額に次表に定める額を加えて得た額

区分		金額 (1 件につき)
1) 申請又は通知のあった建築物に一戸建ての住宅が含まれる場合	ア 一戸建ての住宅の仕様基準適合部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	19,000 円
	イ 一戸建ての住宅の仕様基準適合部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	21,000 円
2) 申請又は通知のあった建築物に共同住宅等が含まれる場合	ア 共同住宅等の仕様基準適合部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	34,000 円
	イ 共同住宅等の仕様基準適合部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	62,000 円
	ウ 共同住宅等の仕様基準適合部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
	エ 共同住宅等の仕様基準適合部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	170,000 円
	オ 共同住宅等の仕様基準適合部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	308,000 円
	カ 共同住宅等の仕様基準適合部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	500,000 円
	キ 共同住宅等の仕様基準適合部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	881,000 円
摘要 1 申請又は通知のあった建築物について各号のいずれにも該当する場合は、各号に定める額の合計額とする。 2 共同住宅等の仕様基準適合部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。		

備考 「共同住宅等」とは、一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

別表第 1 第 4 項中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に改め、同項の表第 3 号中「21,000 円」を「24,000 円」に、「22,000 円」を「25,000 円」に改め、同表第 4 号中「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「29,000 円」を「33,000 円」に、「30,000 円」を「34,000 円」に改め、同表第 5 号中「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に改め、別表第 1 第 5 項中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に、「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「省エネ判定」という。）を受けた部分を含むものに限る。）」を削り、「検査」の次に「（その対象に、要確認特定建築行為又は要通知

特定建築行為に係る部分（以下この項において「対象部分」という。）を含む建築物を含む場合に限る。）」を加え、同項の表を次のように改める。

区分		金額 (1件につき)
(1) 申請のあった建築物に一戸建ての住宅が含まれる場合		4,500円
(2) 申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分のうち対象部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
	イ 共同住宅等部分のうち対象部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,000円
	ウ 共同住宅等部分のうち対象部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
	エ 共同住宅等部分のうち対象部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	78,000円
	オ 共同住宅等部分のうち対象部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	125,000円
	カ 共同住宅等部分のうち対象部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	189,000円
	キ 共同住宅等部分のうち対象部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	286,000円
(3) 申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分のうち対象部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
	イ 非住宅部分のうち対象部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
	ウ 非住宅部分のうち対象部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
	エ 非住宅部分のうち対象部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円
	オ 非住宅部分のうち対象部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	134,000円
	カ 非住宅部分のうち対象部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
	キ 非住宅部分のうち対象部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	211,000円
ク 非住宅部分のうち対象部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの		296,000円
摘要		
1 申請のあった建築物について各号の2以上に該当する場合は、その該当する号に定める額の合計額とする。		
2 共同住宅等部分のうち対象部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。		

備考 「共同住宅等部分」とは、一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。

別表第1第6項及び第7項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表第8項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同項の表第3号中「19,000円」を「20,000円」に改め、同表第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「25,000円」を「27,000円」に改め、同表第5号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、別表第1第9項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この表において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事（以下この表において「宅地造成等工事」という。）の許可の申請に対する審査 次表の左欄に掲げる宅地造成等工事に係る区域の面積の区分及び同表の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる額

区分	金額 (1件につき)	
	盛土又は切土をする場合	土石の推積をする場合
(1) 面積が500平方メートル以内のもの	13,000円	11,000円
(2) 面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	24,000円	13,000円
(3) 面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	36,000円	16,000円
(4) 面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	54,000円	19,000円
(5) 面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	66,000円	28,000円
(6) 面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	90,000円	31,000円
(7) 面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	144,000円	38,000円
(8) 面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	218,000円	52,000円
(9) 面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	346,000円	72,000円
(10) 面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	488,000円	100,000円
(11) 面積が100,000平方メートルを超えるもの	630,000円	130,000円

- 2 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等工事の計画の変更（以下この項において「計画変更」という。）の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区分	金額 (1件につき)
(1) 申請のあった計画変更で宅地造成等工事に係る区域の面積の増加に係る変更が含まれる場合	前項の表の左欄に掲げる計画変更に係る宅地造成等工事に係る区域の面積の区分及び同表の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる額
(2) 申請のあった計画変更で前号に該当する変更以外の変更が含まれる場合	10,000円
摘要 申請のあった計画変更が各号のいずれにも該当する場合は、各号に定める額の合計額とする。	

- 3 法第18条第1項の規定に基づく特定工程に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査 次表の左欄に掲げる当該工事の区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

区分	金額 (1件につき)
(1) 面積が3,000平方メートル以内のもの	3,000円
(2) 面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	6,000円

(3) 面積が 20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの	12,000 円
(4) 面積が 40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの	24,000 円
(5) 面積が 70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの	42,000 円
(6) 面積が 100,000 平方メートルを超えるもの	60,000 円

- 4 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条に規定する書面
（法第 12 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定に基づく許可に係るものに限る。）の交付 1 件につき 400 円

別表第 6 第 1 項中「計画に」の次に「、仕様基準適合部分に係る部分が含まれる場合にあっては別表第 1 第 1 項の 2 の表に定める額に相当する額を」を加える。

別表第 8 第 1 項の表の左欄中「又は計画変更の対象」を「若しくは計画変更の対象又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれらを「対象計画等」という。）」に、「変更認定申請に」を「変更認定申請及び交付請求に」に改め、「申請のあった新築等計画若しくは計画変更の対象又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれらを「」及び「」という。）」を削り、同表の右欄を次のように改める。

金額 (1 件につき)					
A 申請で 規定が 面れ合 る場合	B A に該 当を請 住宅書 添い る場合 、設 能写さ る場合	C A に該 当を請 住宅書 添い る場合 、設 能写さ る場合	D A に該 当を請 住宅書 添い る場合 、設 能写さ る場合	E A に該 当を請 住宅書 添い る場合 、設 能写さ る場合	F A に該 当を請 住宅書 添い る場合 、設 能写さ る場合
7,000 円	9,100 円	21,000 円	29,000 円	—	40,000 円
7,500 円	9,600 円	23,000 円	32,000 円	—	45,000 円
12,000 円	—	38,000 円	54,000 円	—	77,000 円
28,000 円	—	66,000 円	92,000 円	—	130,000 円
67,000 円	—	125,000 円	166,000 円	—	228,000 円
104,000 円	—	178,000 円	232,000 円	—	318,000 円
168,000 円	—	322,000 円	439,000 円	—	617,000 円
238,000 円	—	520,000 円	740,000 円	—	1,065,000 円
373,000 円	—	915,000 円	1,342,000 円	—	1,958,000 円
12,000 円	—	—	—	96,000 円	244,000 円
22,000 円	—	—	—	124,000 円	307,000 円
35,000 円	—	—	—	163,000 円	397,000 円
104,000 円	—	—	—	271,000 円	575,000 円
154,000 円	—	—	—	347,000 円	703,000 円
201,000 円	—	—	—	424,000 円	839,000 円
243,000 円	—	—	—	492,000 円	953,000 円
357,000 円	—	—	—	656,000 円	1,209,000 円

別表第 8 第 1 項の表摘要 2 中「床面積」を「全体の床面積」に改め、同表中摘要 2 を摘要 3 とし、摘要 1 の次に次のように加える。

2 計画変更に係る部分の全体の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

別表第 8 第 1 項の表備考 6 中「4」を「5」に改め、同表備考 6 を同表備考 7 とし、同表備考 5 中「4」を「5」に改め、同表備考 5 を同表備考 6 とし、同表備考 4 中「5 及び 6」を「6 及び 7」に改め、同表中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加

える。

３ 「誘導仕様基準併用法」とは、規則で定める方法をいう。

別表第９第１項中「第１２条第１項又は第１３条第２項」を「第１１条第１項又は第１２条第２項」に、「第１２条第２項後段又は第１３条第３項後段」を「第１１条第２項又は第１２条第３項」に、「第１１条」を「第１３条」に改め、同項の表を次のように改める。

区 分		金 額 (1 件につき)					
		A 省 工 本 判 象 建 あ に に 定 面 さ る 限	B の 他 物 場 請 則 る 添 て 合 。	C に 該 場 き 基 合 ど 判 場	D に 該 場 き 基 法 判 場	E に 該 場 き 基 合 ど 判 場	F に 該 場 き 基 合 ど 判 場
(1) 申 請 工 定 象 戸 の で 場 あ 省 判 対 一 て 宅 の た ネ の が 建 住 あ 合	ア	一戸建ての住宅 (変更判定申請及び 交付請求にあつて は、その計画変更 に係る部分に限る。 イの全体の床面積 が200平方メー トル未満のもの	6,600 円	19,000 円	27,000 円	—	35,000 円
	イ	一戸建ての住宅 全体の床面積の合計 が200平方メー トル以上のもの	7,100 円	21,000 円	30,000 円	—	39,000 円
(2) 申 請 工 定 象 同 等 が れ 合 あ 省 判 対 共 宅 分 ま 場 の た ネ の に 住 部 含 る	ア	共同住宅等部分 (変更判定申請及び 交付請求にあつて は、その計画変更 に係る部分に限る。 イの全体の床面積 が300平方メー トル未満のもの	12,000 円	34,000 円	52,000 円	—	69,000 円
	イ	共同住宅等部分 全体の床面積の合計 が300平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	26,000 円	62,000 円	90,000 円	—	118,000 円
	ウ	共同住宅等部分 全体の床面積の合計 が2,000平方メー トル以上5,000平方メー トル未満のもの	63,000 円	119,000 円	164,000 円	—	209,000 円
	エ	共同住宅等部分 全体の床面積の合計 が5,000平方メー トル以上10,000平方メー トル未満のもの	97,000 円	170,000 円	230,000 円	—	291,000 円
	オ	共同住宅等部分 全体の床面積の合計 が10,000平方メー トル以上25,000平方メー トル未満のもの	156,000 円	308,000 円	437,000 円	—	566,000 円
	カ	共同住宅等部分 全体の床面積の合計 が25,000平方メー トル以上50,000平方メー トル未満のもの	220,000 円	500,000 円	738,000 円	—	977,000 円
	キ	共同住宅等部分の	347,000 円	881,000 円	1,340,000 円	—	1,798,000 円

		全体の床面積の合計 が 50,000 平方メートル 以上のもの			円		円
(3)	申請工 事 の た ね の で 非 部 全 工 の 供 る	ア 非住宅部分（変更 判定申請及び交付 請求にあっては、そ の計画変更に係る 以下に限定する。以 下及び次号において 。）の全体の床面積 の合計が 300 平方 メートル未満のもの	12,000 円	—	—	22,000 円	26,000 円
		イ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 300 平方メートル以 上 1,000 平方メー トル未満のもの	22,000 円	—	—	32,000 円	37,000 円
		ウ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 1,000 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	35,000 円	—	—	46,000 円	51,000 円
		エ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	103,000 円	—	—	118,000 円	125,000 円
		オ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メー トル未満のもの	151,000 円	—	—	168,000 円	175,000 円
		カ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの	198,000 円	—	—	216,000 円	224,000 円
		キ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの	239,000 円	—	—	260,000 円	270,000 円
		ク 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 50,000 平方メートル 以上のもの	352,000 円	—	—	379,000 円	390,000 円
(4)	前号 に す 合 き 請 工 事 の た ね の に 宅 が れ 合 る	ア 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 300 平方メートル未 満のもの	12,000 円	—	—	93,000 円	238,000 円
		イ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 300 平方メートル以 上 1,000 平方メー トル未満のもの	22,000 円	—	—	119,000 円	300,000 円
		ウ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 1,000 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	35,000 円	—	—	158,000 円	388,000 円
		エ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	103,000 円	—	—	264,000 円	563,000 円
		オ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メー トル未満のもの	151,000 円	—	—	339,000 円	689,000 円
		カ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの	198,000 円	—	—	415,000 円	823,000 円
		キ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 25,000 平方メートル	239,000 円	—	—	482,000 円	935,000 円

	以上 50,000 平方メートル未満のもの					
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	—	—	644,000 円	1,187,000 円
摘要 1 申請のあった省エネ判定の対象が第 2 号から第 4 号までの 2 以上に該当する場合は、その該当する号に定める額の合計額とする。 2 計画変更に係る部分の全体の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。 3 共同住宅等部分の全体の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。						

備考

- 1 「他の建築物」とは、法第 29 条第 1 項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（同条第 3 項に規定する他の建築物をいう。）をいう。
- 2 「仕様基準」とは、規則で定める基準をいう。
- 3 「仕様基準併用法」とは、規則で定める方法をいう。
- 4 「モデル建物法基準」とは、規則で定める基準をいう。
- 5 「共同住宅等部分」とは、一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。
- 6 「工場等」とは、工場、倉庫その他規則で定める施設をいう。

別表第 9 第 2 項中「第 3 4 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に、「第 29 条」を「第 28 条」に、「第 26 条第 2 号」を「第 25 条第 2 号」に改め、同項の表の左欄中「限る。）が」を「限る。）又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれらを「対象建築物等」という。）が」に改め、「一戸建ての住宅（変更認定申請）の次に「及び交付請求」を加え、「申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に係る申請建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。）又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれらを「」及び「」という。）」を削り、同表の右欄を次のように改める。

金額 (1 件につき)				
A 申請書に規則で定める書面が添付されている場合	B A に該当する場合を除き、誘導仕様基準に適合するかどうかを判断する場合	C A に該当する場合を除き、誘導仕様基準併用法により判断する場合	D A に該当する場合を除き、法適モデル建物基準に適合するかどうかを判断する場合	E A から D までに掲げる場合以外の場合
6,900 円	20,000 円	27,000 円	—	37,000 円
7,400 円	22,000 円	30,000 円	—	42,000 円
12,000 円	37,000 円	52,000 円	—	74,000 円
28,000 円	66,000 円	90,000 円	—	126,000 円
66,000 円	126,000 円	164,000 円	—	222,000 円
103,000 円	181,000 円	230,000 円	—	310,000 円
165,000 円	328,000 円	437,000 円	—	604,000 円
234,000 円	533,000 円	738,000 円	—	1,045,000 円
368,000 円	940,000 円	1,340,000 円	—	1,923,000 円
12,000 円	—	—	93,000 円	238,000 円
22,000 円	—	—	119,000 円	300,000 円
35,000 円	—	—	158,000 円	388,000 円
103,000 円	—	—	264,000 円	563,000 円
151,000 円	—	—	339,000 円	689,000 円
198,000 円	—	—	415,000 円	823,000 円

239,000 円	—	—	482,000 円	935,000 円
352,000 円	—	—	644,000 円	1,187,000 円

別表第 9 第 2 項の表摘要 2 中「床面積」を「全体の床面積」に改め、同表中摘要 2 を摘要 3 とし、摘要 1 の次に次のように加える。

- 2 計画変更に係る部分の全体の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

別表第 9 第 2 項の表備考 3 中「一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分」を「前項の表備考 5 に規定する共同住宅等部分」に改め、同表中備考 3 を備考 4 とし、備考 2 を備考 3 とし、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 「誘導仕様基準併用法」とは、別表第 8 第 1 項の表備考 3 に規定する誘導仕様基準併用法をいう。

別表第 9 第 3 項中「第 3 4 条第 3 項各号」を「第 2 9 条第 3 項各号」に、「限る。）又は」を「限る。）、「に」、「に対する」を「又は交付請求（その計画変更後の性能向上計画に他の建築物の位置等が記載されている場合に限る。以下この表において同じ。）に対する」に改め、「申請のあった性能向上計画（変更認定申請）の次に「又は交付請求」を加え、同項の表の左欄中「以下この項において」を「）又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれらを）」に、「対象他の建築物」を「対象他の建築物等」に、「にあっては、その計画変更に係る部分」を「及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分」に改め、同表の右欄を次のように改める。

金額 (1 件につき)				
A 申請書に規則で定める書面が添付されている場合	B A に該当する場合を除き、誘導仕様基準に適合するかどうかを判定する場合	C A に該当する場合を除き、誘導仕様基準併用法により判定する場合	D A に該当する場合を除き、モデル建物に誘導仕様基準に適合するかどうかを判定する場合	E A から D までに掲げる場合以外の場合
6,900 円	20,000 円	27,000 円	—	37,000 円
7,400 円	22,000 円	30,000 円	—	42,000 円
12,000 円	37,000 円	52,000 円	—	74,000 円
28,000 円	66,000 円	90,000 円	—	126,000 円
66,000 円	126,000 円	164,000 円	—	222,000 円
103,000 円	181,000 円	230,000 円	—	310,000 円
165,000 円	328,000 円	437,000 円	—	604,000 円
234,000 円	533,000 円	738,000 円	—	1,045,000 円
368,000 円	940,000 円	1,340,000 円	—	1,923,000 円
12,000 円	—	—	93,000 円	238,000 円
22,000 円	—	—	119,000 円	300,000 円

35,000 円	—	—	158,000 円	388,000 円
103,000 円	—	—	264,000 円	563,000 円
151,000 円	—	—	339,000 円	689,000 円
198,000 円	—	—	415,000 円	823,000 円
239,000 円	—	—	482,000 円	935,000 円
352,000 円	—	—	644,000 円	1,187,000 円

別表第 9 第 3 項の表摘要 1 中「対象他の建築物」を「対象他の建築物等」に改め、同表摘要 2 中「床面積」を「全体の床面積」に改め、同表中摘要 2 を摘要 3 とし、摘要 1 の次に次のように加える。

- 2 計画変更に係る部分の全体の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

別表第 9 第 3 項の表備考 3 中「前項の表備考 3」を「第 1 項の表備考 5」に改め、同表備考 3 を同表備考 4 とし、同表備考 2 中「表備考 2」を「表備考 3」に改め、同表中備考 2 を備考 3 とし、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 「誘導仕様基準併用法」とは、別表第 8 第 1 項の表備考 3 に規定する誘導仕様基準併用法をいう。

別表第 9 第 4 項中「第 3 5 条第 2 項（法第 3 6 条第 2 項）」を「第 3 0 条第 2 項（法第 3 1 条第 2 項）」に改め、同表第 5 項を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 4 項及び第 5 項の改正規定（「第 1 8 条第 1 7 項」を「第 1 8 条第 2 1 項」に改める部分に限る。）、同表第 6 項及び第 7 項の改正規定、同表第 8 項の改正規定（「第 1 8 条第 2 0 項」を「第 1 8 条第 2 9 項」に改める部分に限る。）並びに同表第 9 項の改正規定並びに付則第 6 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市建築物等関係事務手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 第 1 項、第 4 項及び第 8 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「建築等」という。）に係る施行日以後の請求又は通知に係る手数料

について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築等に係る施行日以後の請求又は通知に係る手数料及び施行日前の請求又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第1第1項の2の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物の建築に係る施行日以後の請求又は通知に係る手数料について適用する。

4 改正後の条例別表第1第5項及び別表第6第1項の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物の建築に係る施行日以後の請求に係る手数料について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築に係る施行日以後の請求に係る手数料及び施行日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例別表第8第1項及び別表第9第1項から第3項までの規定は、施行日以後の請求に係る手数料について適用し、施行日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(委任)

6 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(説明)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 3 号

尼崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員退職報償金支給条例（昭和 3 9 年尼崎市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「	
30 年 以 上		30 年 以 上 35 年 未 満	35 年 以 上
979,000 円		979,000 円	1,079,000 円
909,000 円	を	909,000 円	1,009,000 円
849,000 円		849,000 円	949,000 円
809,000 円		809,000 円	909,000 円
734,000 円		734,000 円	834,000 円
689,000 円		689,000 円	789,000 円
」		」	

に改め、同表に備考として次

のように加える。

備考 「団長」、「副団長」、「分団長」、「副分団長」、「部長」、「班長」及び「団員」とは、それぞれ消防組織法第 2 3 条第 2 項の規定に基づく市の規則で定められた階級をいう。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員（尼崎市消防団員退職報償金支給条例第1条に規定する消防団員をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

(説明)

消防団員退職報償金の支給額を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 4 号

尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
る条例について

尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
る条例

尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 8 年尼崎市条例
第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 項中「又は高所放水車」を削り、同表中第 8 項を第 9 項とし、
第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 緊急消 防援助隊 活動手当	消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 5 条第 1 項に規定す る緊急消防援助隊の活 動に係る業務	日		2, 1 6 0 円
-----------------------	--	---	--	------------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条
例別表第 8 項の規定は、この条例の施行の日以後に消防組織法（昭和
2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊の
活動に係る業務に従事する場合について適用する。

（説 明）

緊急消防援助隊活動手当の新設等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 4 5 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること |
| 2 | 契約の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで |
| 3 | 契約の金額 | 1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円を上限とする額 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から 3 0 日以内に一括払い |
| 6 | 契約の相手方 | 大阪市西淀川区姫里 3 丁目 1 1 番 3 0 号
公認会計士 池 田 学 |

(説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 の規定により、本案を提出する。

議案第 4 6 号

指定管理者の指定について

尼崎市立武庫健康ふれあい体育館の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

尼 崎 市 長 松 本 眞

1 施設の名称 尼崎市立武庫健康ふれあい体育館

2 施設の位置 尼崎市武庫元町 3 丁目 1 4 番 1 号

3 指定管理者 尼崎市西長洲町 1 丁目 4 番 1 号

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

理事長 福 井 進

4 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（説 明）

尼崎市立武庫健康ふれあい体育館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 47 号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 事 件 名 建物明渡し等請求事件

保証債務履行請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

被 告

個人 A

同

個人 B

同

個人 C

同

個人 D

同

個人 E

同

個人 F（個人 A の連帯保証人）

同

個人 G（個人 B の連帯保証人）

同

個人 H（個人 C の連帯保証人）

同

個人 I（個人 E の連帯保証人）

4 事件の概要

(1) 建物明渡し等請求事件

ア 原告本市は、本市が設置している住宅（以下「本市住宅」という。）の入居者たる被告個人 A、個人 B、個人 C 及び個人 D に対して、再三にわたり滞納家賃を支払うよう求めたが、同被告らはこれに応じないので、滞納家賃の支払並びに賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の損害賠償金（以下「使用損害金」という。）の支払の判決を求めるもの

イ 原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人 E に対して、再三にわたり滞納家賃及び滞納駐車場使用料（以下「滞納家賃等」という。）を支払うよう求めたが、同被告はこれに応じないので、滞納家賃等の支払並びに賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの使用損害金の支払の判決を求めるもの

(2) 保証債務履行請求事件

原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人 A、個人 B、個人 C 及び個人 E（以下「被告個人 A ら」という。）が負うべき家賃債務等の連帯保証人である被告個人 F、個人 G、個人 H 及び個人 I（以下「被告個人 F ら」という。）に対して、再三にわたり被告個人 A らが支払うべき滞納家賃の額に相当する額の金員を支払うよう求めたが、被告個人 F らはこれに応じないので、当該滞納家賃及び被告個人 A らに係る賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡しに至るまでの使用損害金の額に

- 相当する額の金員の支払の判決を求めるもの
- 5 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更
その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 48 号

和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について

次の事件について、次のとおり和解に応じ、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定するため、議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 相手方 被害者
個人 A
上記法定代理人親権者
個人 B
- 2 事件の概要 令和 5 年 11 月 9 日午前 10 時 30 分頃、市が設置している公園において、被害者が、当該公園内の砂場と園路との高さ約 40 センチメートルの段差の擁壁として設置された石積みを踏んだ際に、当該石積みの一部が崩れたことにより体勢を崩して転倒し、地面に手をついたところ、その崩れた石積みの一部がその手に直撃し、被害者が右環指末節骨開放骨折等の傷害を負い、その傷害を負った右環指に変形等の後遺障害が残ったとして、市に対し、相当額の損害賠償を求めているもの
- 3 損害賠償の額 7, 241, 176 円
- 4 和解条項の内容
 - (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金（治療費、付添看護費、入院雑費及び傷害慰謝料並びに逸失利益及び後遺障害慰謝料）として、金 7, 241, 176 円の支払義務があることを認める。
 - (2) 市は、相手方に対し、本和解成立後、前号の損害賠償金のうち市が相手方に対して既に支払った金 1, 403, 288 円を控除した残金 5, 837, 888 円を支払うものとする。
 - (3) 相手方は、市に対し、本件事故に関して、前 2 号に定めるものを

除くほか、名義のいかんを問わず一切請求しない。

(4) 相手方は、本件事故に関し、その余の請求権を放棄する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出する。